

平成11～13年度科学研究費補助金基盤研究（B）（2）（課題番号11410082）  
「生涯学習社会における地域子育て支援システムに関する総合的研究」  
『中間報告書・海外調査編（1）』

## ニュージーランドの地域子育て支援システム

國信 潤子  
岩崎久美子  
中村 浩子

平成13年3月

国立教育政策研究所生涯学習政策研究部  
（研究代表者 澤野由紀子）

## はじめに

本報告書は、平成11～13年度科学研究費用補助金（基盤研究（B）（2））「生涯学習社会における地域子育て支援システムに関する総合的研究」の中間報告書である。

本研究は、近年、青少年の問題行動や凶悪犯罪の増加を背景に、また、子どもをもつ成人女性の学習と就労の機会を保障するために、国の政策課題として浮上した「地域における子育て支援」についての新しい考え方と施策展開の状況を、下記の観点から分析するとともに、これらに関する中・長期的な政策課題を抽出することを目的としている。

（1）成人を対象とする育児および家庭のあり方に関する教育

（2）青少年の「生きる力」の基礎としての育児教育

（3）地域ぐるみの子育てネットワーク

（4）上記を包括する地域子育て支援システムの体系化。具体的には、ネットワーク型行政による支援のあり方、中・高校生を対象とする育児学習プログラムを含む生涯学習の課題としての子育てプログラムの開発、学校外教育施設指導員、家庭教育カウンセラーなど子育て支援のための人材養成の体系化。

これまでに、特色ある地域子育て支援事業を行っている国内・国外の事例調査を実施してきた。本報告書は、そのうちニュージーランドに関する事例調査報告をまとめたものである。ニュージーランドの地域子育て支援システムに関する調査は、國信潤子、岩崎久美子と中村浩子の3名が担当し、平成12年3月に10日間の現地調査を行った。その際多数の情報・資料を収集し、帰国後それらの分析作業を行った。

本報告書は、7章により構成され、執筆担当は次のようになっている。

國信 潤子	愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研究所長	第1章、第3章、第4章
岩崎久美子	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部主任研究官	第2章、第5章
中村 浩子	東京大学大学院教育学研究科博士課程	第6章、第7章

調査にご協力いただいた方々に深く御礼申し上げたい。

なお、本研究による海外調査では、これまでに、スウェーデンとシンガポールの事例調査にも取り組んでいる。これらの成果と日本の事例調査の成果をあわせて、地域子育て支援システムの比較分析を行い、平成13年度の最終報告書にまとめる予定である。

平成13年3月

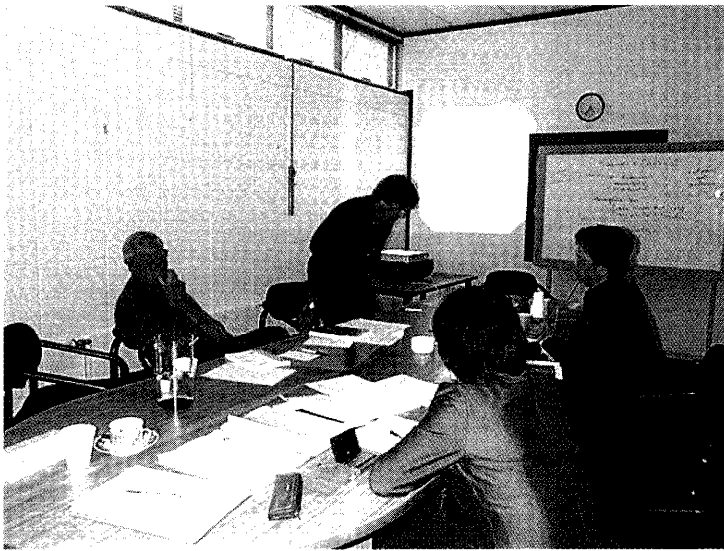
研究代表者 澤野由紀子

平成 11～13 年度科学研究費補助金基盤研究（B）（2）（課題番号 11410082）

「生涯学習社会における地域子育て支援システムに関する総合的研究」

<研究組織>

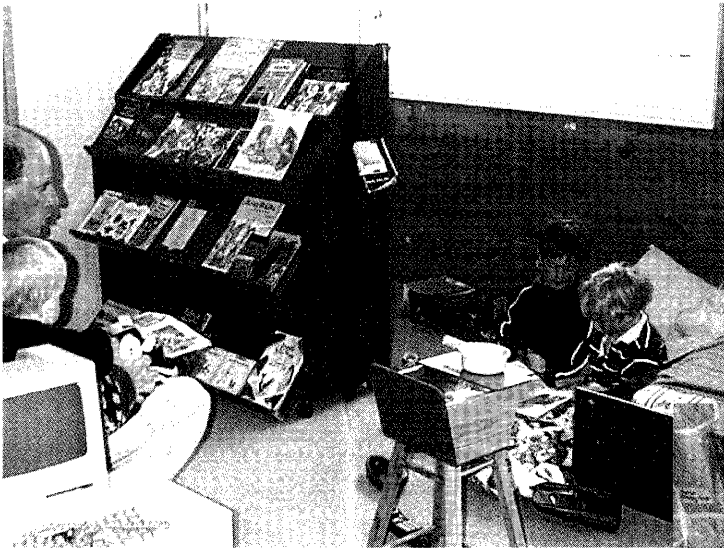
研究代表者	澤野由紀子	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
研究分担者	山田 兼尚	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部長
	笹井 宏益	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
	山本 慶裕	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
	岩崎久美子	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部主任研究官
	一見真理子	国立教育政策研究所国際教育研究・協力部総括研究官
	鬼頭 尚子	国立教育政策研究所生徒指導研究センター研究員
	川野辺 敏	常葉学園大学教育学部教授
	國信 潤子	愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研究所長
	田中 雅文	日本女子大学人間社会学部助教授
	小川 誠子	東洋大学教育学部助手
中澤 智恵	東京学芸大学教育学部講師	
研究協力者	柴山 真琴	東京外国語大学非常勤講師
	翁 麗芳	台湾師範学院幼児教育学科教授
	中村 浩子	東京大学大学院教育学研究科博士課程



ワイトカ大学におけるセミナー



地域幼児教育センターディレクターとの懇談



国会議事堂附設託児所



国会議事堂附設託児所(国際色あふれる子どもたち)



地域幼児教育センターで遊ぶ子ども



お話の時間



子どもと保育士

# 目 次

## はじめに

<b>1. ニュージーランドにおける子育て支援策</b> .....	<b>1</b>
1-1  はじめに  ～ニュージーランドにおける調査の意義～.....	1
1-2  ニュージーランドにおける人口変動と家族の変容.....	2
1-2-1  人口動態からみられる婚姻の質的変容と子育て支援.....	3
1-2-2  子どもをもつ両親の就労と子育て支援策 ～インフォーマルとフォーマルな支援策～.....	5
<b>2. ニュージーランドにおける子育て支援策の構造</b>	
～国家政策としての支援策～.....	9
2-1  ニュージーランドにおける幼児教育政策の概要.....	9
2-2  幼児教育に関する行政組織.....	10
2-3  幼児教育制度.....	11
2-4  保護者教育及び支援プログラム.....	14
2-5  幼児教育の要件.....	15
2-6  ニュージーランドの子育て支援策の要約.....	15
<b>3. 女性省の保育支援策</b> .....	<b>17</b>
3-1  母親の二重役割の軽減.....	17
3-1-1  両親子育て休業制 (Parental Leave Provisions).....	18
3-1-2  子育て支援策：両親休業システムの位置付け.....	18
3-2  子育て支援策の推移.....	20

<b>4. 保育所、幼稚園、コハンガ・レオの訪問</b> .....	23
4-1 Kohangareo 訪問 ～マオリの子育て支援、マオリ文化伝承の場～.....	23
<b>5. マオリのための子育て支援策</b> .....	27
5-1 マオリのおかれた社会状況.....	27
5-2 マオリの文化を継承する教育.....	28
<b>6. 子育て支援施設のチェックポイント、職員資格評価</b> .....	33
6-1 Barnardos ～ナショナル・オフィス訪問より～.....	33
6-2 Naenae Family Day Care 訪問.....	35
6-3 幼児学習センター (Early learning centre) 訪問.....	35
<b>7. ホームスクーリングの現実</b> .....	39
7-1 はじめに.....	39
7-2 ホームスクールをめぐる制度.....	39
7-3 ニュージーランドにおけるホームスクーラーの傾向.....	40
7-4 H 団体 インタビュー／観察調査から.....	41
<b>&lt;付録&gt; ニュージーランド現地調査全日程</b> .....	59
<b>&lt;入手資料一覧&gt;</b> .....	61

# 1. ニュージーランドにおける子育て支援策

國信潤子

## 1-1 はじめに ～ニュージーランドにおける調査の意義～

この度ニュージーランド (NZ) の子育て支援策の調査を実施したのは以下のような背景・事情からである。

- 1) NZ の合計特殊出生率は2.1～2.2人程度を保持し、かつ女性の地位向上が実質的に進んでいる。しかし女性の年齢別労働力率には M カーブが見られる。すなわち子育て期の離職が一般的に見られる。
- 2) 多様な子育て支援が比較的親たちのニーズに合った形態で安価に得られるといわれている。
- 3) 1989年以降、教育改革がすすみ、市民主体の保育・教育の道が開かれた。その中には Chartered School のように教育機関を地域市民自治のもとに主体的に組織化できる道、あるいは各家庭で義務教育学齢期の児童の教育を家で親たちが実施し、修了資格が与えられるホームスクーリングなどの道もある。つまり保育・教育の個別化、多様化を進めている。
- 4) 異文化共存の道を模索し、先住民マオリ文化を教育課程に位置付けている。かつては「失われた世代」としてマオリの言語・文化も取り上げられた大人たちが、子どもたちにマオリ言語、文化の伝承を積極的にシステムを創り、実施し始めている。

これらの変革を幼児・児童の保育・教育一環政策のもとに可能にしている。

他方、一部の女性の地位向上はある反面、それは白人中心であり、女性の非常勤労働者の割合は多く、男女賃金格差は男性100に対して女性65程度であり、他の先進諸国の比較すると格差は大きい。しかし女性の政治参画は進んでいる。ちなみに日本の男女賃金格差は男性：女性で100：55ほどであり、先進諸国のなかではもっとも格差が大きく、政治参画も先進国間では最低レベルである。

少子時代における子育て支援の要件として働く両親のニーズを満たすこと、特に母親の就労増加とともに母親を主たる子育て担当者として支援策がたてられてきた従来のあり方から、働く両親がともに子育て担当者であることが前提とされる必要がでてきている。さらに労働形態の多様化とともに社会的保育サービスへのニーズも多様化してきている。

こうした実態を一步先取りしていると考えられる NZ の状況を短期間の調査から見えた



部分について以下に報告する。

## 1-2 ニュージーランドにおける人口変動と家族の変容

面接調査、ワイカト大学にてセミナー開催：

コーディネーター：ワイカト大学人口学教授 Ian Pool 教授

同大学 社会学部 Sarah Hillcoat-Nalletamby 助教授

Dr.Martin Thrupp 他

訪問日：2000年3月13日（月） 13：00～17：00

場所：ワイカト大学 社会科学部セミナー室

調査者：国信、岩崎

2000年3月12日にニュージーランド、ハミルトンにてマオリの幼児教育施設見学。  
3月13日午前中にマオリのコハンガレオ（マオリ文化・言語教育の保育園、幼稚園、小学校）及びワイカト大学のマオリ文化概論の大学教育の入門的クラス見学した。13日午後、ワイカト大学で人口学教授 Ian Pool 教授が人口変動の現状、家族の変容等について数名の教授陣を集め、概要紹介のセミナーを実施してくれた。そのセミナープログラムは以下の通り。

ワイカト大学社会科学部部長 Prof. Dr. Peggy Koopman-Boyden とともに昼食会  
セミナー室に移動して講義

- 1) NZの人口動態概要 Dr. Ian Pool
- 2) 子どもと両親の関係性の変容 Dr.Sarah Hillcoat-Nalletamby  
人口問題専攻 専任講師
- 3) NZの教育システム、過去15年間の変革 Dr.Martin Thrupp  
教育学専攻 助教授
- 4) 特別に配慮を必要とする児童のための教育  
Dr.David Mitchell, 教育学専攻、教授
- 5) 過去15年の経済、社会のリストラクチャリング：ロジャーノミクスとその後遺症  
Dr.Michael Law, 労働問題、労働組合研究専攻 助教授

人口変動、家族構成の変化、社会・経済政策の現状さらに障害幼児・児童のための Inclusive School Project 等についてもワイカト大学教授連によって概要紹介の講義を受けた。これらのいくつかの内容は1999年6月に女性省の主催で開催された「ニュージーランドの女性のライフコース：出産率、家族の形成と構造、産児調節、教育労働、経済について」

というセミナーでも報告された。そのセミナーと同じ報告者たちによる講義であった。この女性省によるセミナー報告書も入手した。以下に子育て支援策と関わりの深い上記の講義内容の1)、2)について要点を紹介する。

### 1-2-1 人口動態からみられる婚姻の質的変容と子育て支援

人口動態からみて出生児数は単純再生産人口の保持しており、合計特殊出生率は2.1人から2.2人である。しかしこれにはパケハ（欧州系白人）とマオリ（NZの先住民）さらに最近南太平洋諸島から移住してきた人々のあいだに顕著な出生率の差があり、両者の平均は2.2人となる。近年、社会問題として児童虐待などが注目されている。それは家族機能が不十分であることから生じるものと考えられている。特に若年の両親、失業している両親などのあいだに生じている。これらの社会階層にたいして社会福祉サービスが十分に届いていないという問題がある。子育て支援策として両親休暇などが充実してきているが、低所得者、若年両親で失業中などの人々には両親休暇を取る余裕も、あるいは子育て期の経済支援もない。人口構造として社会全体が高齢化していることも見逃せない課題である。人口動態として1970年代中期から後半にかけて、出生率が一組のカップルの間に1.2~1.4人という減少であった。それ以前のNZの人口動態は19世紀半ばのイギリスからの移住者の定住、つまり開拓者の時代以後20世紀初頭まで増加し、その後、1940年代まで減少する。しかしその後1945年以降1960年代初頭まで白人の人口増加が続く。この間一時的減少はあるものの、1960年代半ばまで持続した出生率増加はイギリスなど他の先進国には見られないニュージーランド独特の長いベビーブーマー期という現象であり、これをNZではpioneer pattern（開拓者型）と呼んでいる。当時の合計特殊出生率は5~7人というものであったが1970年代前半に2.8人にまで急速に減少した。（グラフ1-1,1-2 文末資料参照）

一方、マオリの人口動態は全くこれとはことなり、増加の一途を1965年ころまでたどり、以降減少し、特に1970~1980年代のマオリの出生率減少は急である。マオリの平均婚姻年齢（パケハ=26.5才、マオリ=22.4才）はパケハより若く、しかも出産児数も多い。子育て支援策の届かない低所得者層にマオリの子どもがいる若いカップルが多い。ただしNZにはマオリの民族的定義が明確にはなく、個人のアイデンティティによるものであるという。またマオリの多い教育機関には政府からの援助金がでるので、資金上マオリの生徒が多いとする学校もあるという。

#### 産児調節

NZの産児調節の割合で多いのは女性の20~30才代では経口避妊薬、40才代となると過半数が妻あるいは夫の避妊手術である。その割合は70%~80%である。（表1-3 文

未資料参照) 特に NZ では男性の避妊手術が多く、男性が精管切除術 (vasectomy) を受けている。この点は北アメリカ、ヨーロッパとは異なる点である。つまり NZ の男性が避妊に対して他の先進諸国よりも積極的な役割を担っているといえる。

1960年代には婚姻関係に変容があり、多くのカップルが婚前同居をしており、30才代前半の白人＝パケハの女性では5分の4の人が婚前同居をしたうえで、その後婚姻関係にはいるというパターンが多数派となった。また女性就労者の増加、そして女性の高学歴化とともにフルタイム就労年齢の上昇がその背景にはある。さらに90年代にはいってから社会保障の削減により、高等教育の奨学金カットがあり、授業料の上昇により、定収入がないままに個人として借金をかさねて高等教育を継続するという事例が増加している。これもまた婚姻を後のばしにする理由となっているという。女性の就労継続可能な子育て支援のニーズは高まってきている。

このような社会背景で法的婚姻関係の社会的意味付けが変容してきている。法的婚姻自体がすたれてゆくのではなく、"re-branded"されている。つまり新たな質の婚姻関係となっている。

### **新しい子育て支援へのニーズの変容**

婚姻の質的変容によって子育て支援へのニーズも変化している。若年結婚、早期妊娠をしたカップルの離婚率は高いが、統計全体としては離婚率の上昇は欧米ほどには NZ では顕著ではない。その理由は婚前同棲関係のあとに、子どもをもつという段階になって、伝統的な法的婚姻関係にはいるケースが多いためである。このように一般的に騒がれる若年結婚によって幼児虐待が増加した、あるいはひとり親家庭の増加が子どもの虐待に繋がるといようなことは、統計的には立証されていない。つまり NZ では婚前同棲関係そして子どもをもつことに決めると伝統的な法的婚姻をするカップルが多い。女性は就労継続率は増加している。子育て期以前に自分で貯蓄ができるようになっている。しかも子育て期も両親休暇の利用で就労継続をする人々が増えている。このため今ニーズの高い子育て支援は雇用主・組織による有償両親休暇である。雇用主である政府、企業の配慮が必要で有償両親休暇がとれる family friendly な雇用主が増えることが期待されている。つまり経済活動と家族形成、子育ての両立を可能とする政策実施が必須条件となっている。

## 1-2-2 子どもをもつ両親の就労と子育て支援策

### ～インフォーマルとフォーマルな支援策～

#### **私的生活圏の保障を公的生活圏＝労働の場に要求**

特にこの10年ほどの間にNZの労働環境は大きく変容している。戦後の労働者労働権確立の時代から、近年では生活レベルの向上そして余裕のある家族形成、子育て環境の確立への変容である。(Sarah Hillcoat-Nalletamby 1998年)90年代には、男性の失業率の上昇があり、女性の経済収入のニーズは上昇している。この20年ほど強まっている女性の市場労働進出は、女性が家事、育児など無償労働領域専担者ではないことがあたりまえとなった。そして家庭内役割から経済活動への進出という変化は、私的生活圏の保障(保育サービスなど)を公的生活圏つまり労働の場(雇用主)に要求することとなった。このため労働領域において家族責任をもつ労働者の権利擁護は、労働者の政府及び雇用主への要求となっている。

女性省による1999年の調査によって女性が出産後就労するときに、どのような社会サービスを受けているかについて明らかにされた。末子出産後一年以内に就労する母親は25%ほどいる。末子出産後5年以内に約半数の母親が就労している。その後5年以内に10%ほどが就労する。つまり60%程の幼児、児童をもつ母親が就労していることになる。(p59, 図7-1 文末資料参照)ここに政策としての子育て支援策の必要性がある。出産後、就労に至る間の以降期間にどのようなサービスがあるかが問題である。母親の年齢、学歴、職歴などとも関係する。職歴が長く、昇格もしていれば職場フルタイム復帰の確率も高まる。

#### **インフォーマルな子育て支援**

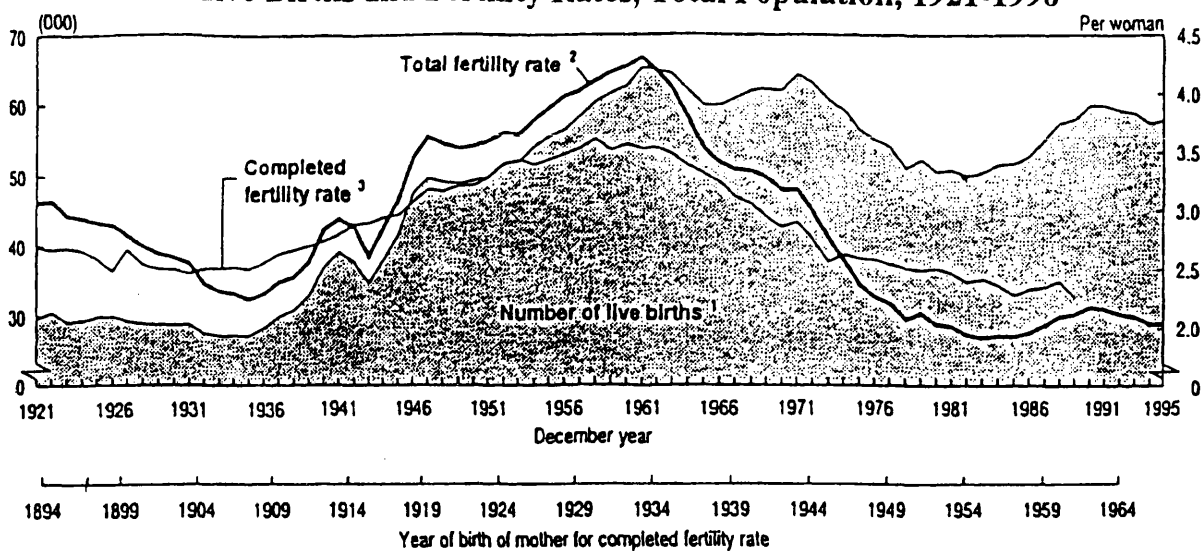
インフォーマルな支援として子育てしながら働く若い夫婦の夫のほかに、その夫婦の両親、親戚などによるインフォーマルな保育支援も多用されている。

フォーマルな保育支援としては保育サービス、出産休暇、保育休暇の利用、そして政府による援助金を受けることができる。今もっとも多いのはChild Care Centerである。時間的にも午前、午後、全日と選択できる。地域ごとにChild Care Centerがある。1才～2才のころからの保育園入園が近年増加している。施設としてこの世代の幼児保育所は不足しているという。

いずれにおいてもパケハとマオリには生活慣習、家族関係、行動様式等に相違があり、マオリの両親の多くはインフォーマル保育を親戚、地域でより多く受けており、それは経済的理由による場合もあるが、文化慣習によるものが多い。マオリの就労率は低く、経済

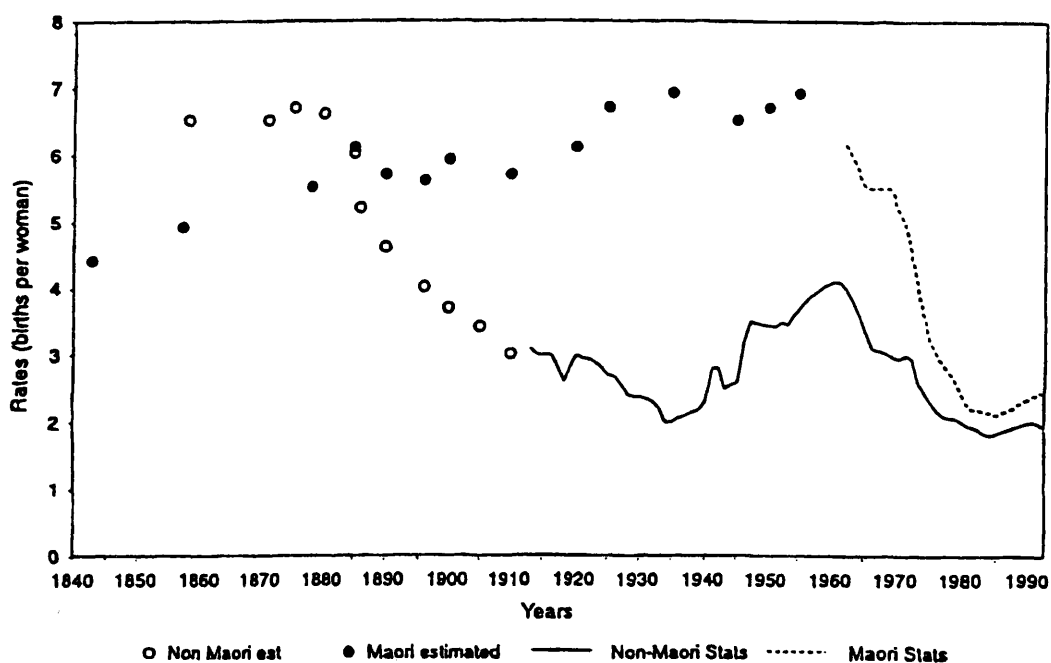
階層も低い。マオリの幼児教育機関であるコハンガレオが政府の支援を得て発足してまだ3年ほどであり、やっと軌道に乗り出したところである。

## Live Births and Fertility Rates, Total Population, 1921-1996



1. Excludes late registrations under Section 14 of the Births and Deaths Registration Act 1951. These are births which were not registered in the ordinary way at the time the birth occurred. Such registrations can occur as late as the time of application for New Zealand Superannuation.
2. The total fertility rate in a particular year is the average number of births a woman would have during her reproductive life if she was exposed to the fertility rates characteristic of various childbearing age groups in that year.
3. The completed fertility rate is the average number of children a woman born in a particular year has had during her reproductive life. The figures for 1946-1961 birth cohorts are estimates only.

## Total Fertility Rates, 1847-1986



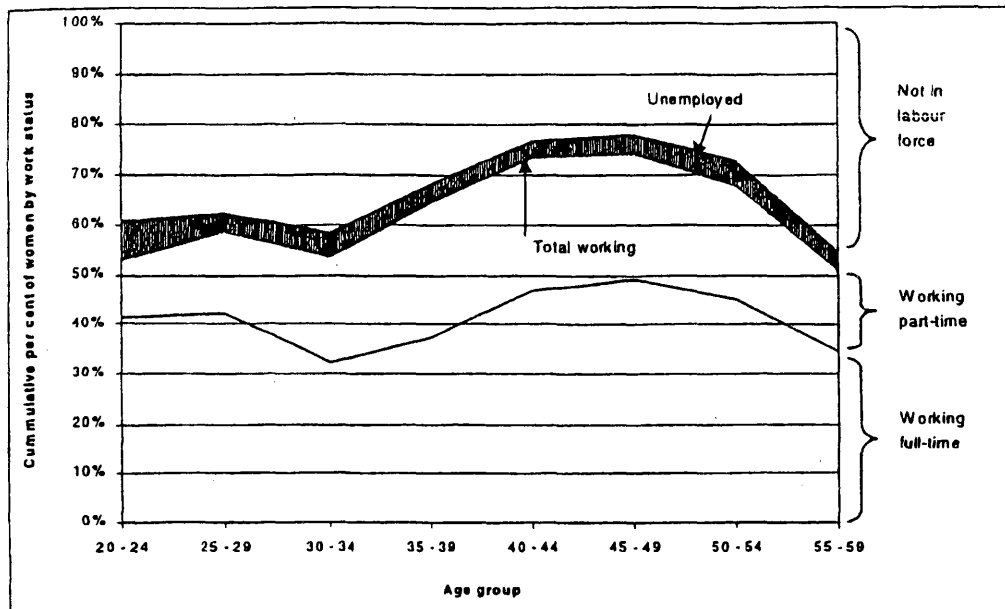
### Sources of Estimates:

**Non-Maori:** Gibson (1971, 199) for 1858 and 1871 estimates were made by Ian Pool using Rele's technique (see Pool, 1991a), adjusting age-groups by linear interpolation, and assuming  $e(0)=40$  and 50 years;

**Maori:** estimated using Rele and other techniques (Pool, 1991a, Tables 5.3, 6.2).

Source: "The life courses of New Zealand Women: Fertility, Family Formation and Structure, Fertility Regulation, Education, Work and Economic Wellbeing"  
Ian Pool and Kim Johnstone (eds.) The University of Waikato Population Studies Centre 1999

**Cumulative Per Cent of Women by Current Work Status and by Age Group: All Women, 1995**



Source: "The life courses of New Zealand Women: Fertility, Family Formation and Structure, Fertility Regulation, Education, Work and Economic Wellbeing"  
 Ian Pool and Kim Johnstone (eds.) The University of Waikato Population Studies Centre 1999

## 2. ニュージーランドにおける子育て支援策の構造

### ～国家政策としての支援策～

岩崎久美子

#### 2-1 ニュージーランドにおける幼児教育政策の概要

ニュージーランドは、義務教育の無償制、児童手当制度など、世界で最初の実施国として知られる。伝統的に、豊かな社会福祉・社会保障制度を実施・維持してきたが、経済・財政上の危機の中で、大規模な行政改革が進行し、福祉・サービスなどの大掛かりな合理化が実施されてきた。現状では、「高度福祉国家から普通の福祉国家」への変換がせまられている。<sup>1</sup>1980年代後半における小さい政府、規制緩和、民営化を掲げた経済的自由主義を中核とする「新保守主義」の政治の流れは世界的な潮流であったが、他の先進諸国に比べてニュージーランドは、全人口約380万人の小さい国ゆえに、そのイデオロギーや理念に基づき、政策が非常に迅速かつ劇的なかたちで実現され、その影響も大きい傾向がある。このことは、ニュージーランドが政策の「実験室」と言われる所以である。

経済の逼迫の中で、教育改革においても、高等教育の有償化をはじめとして、1987年に大規模な教育改革が実施された。経済自由主義的な理念は、教育の自由化や受益者負担の原則を求めるものであったが、経済効率を追求する政策を補完するかたちで、幼児教育、とりわけエスニックマイノリティであるマオリやパシフィック・アイランドの人々への教育へ関心が払われ、そのことが就学前教育を受ける子どもの割合を増加させることに寄与した。しかし、1990年代後半になって、その増加は鈍化の傾向があり、今後の対応が模索されている。

幼児教育の施策においては、ニュージーランド教育研究所(NZCER)の元所長 Anne Meade氏が1988年に当時の政府に提出した、「より一層の幼児教育の充実を」(Education to be More: the Meade Report)と名づけられた政策文書がその後の幼児政策のアウトラインを策定したと言われている。この文書は、女性の社会進出を視点に入れた点で、経済自由主義的な当時の政府の方針に添ったものであったが、同時に、幼児教育の水準向上を求めるものであった。これにより、幼児教育の新しい政策指針が生まれ、幼児教育の位置付け、マオリに対する認識、女性の地位、幼児教育の基準の策定、スタッフの資格や給与などに対する改善策が実現されてきている。

具体的には、この後、幼児教育従事者の資格要件の整備と向上、幼児教育施設・設備の基

<sup>1</sup> 小松隆二、塩野谷祐一『先進諸国の社会保障2 ニュージーランド オーストラリア』東京大学出版会 2000年



準設定、全国共通の幼児教育カリキュラム (Te Whaariki) の設定などが政策化された。また、幼児教育における行政改革の例としては、社会福祉省と教育省において行われていた行政が、教育省へ統合され、幼保一元化が実現されている。このことは、幼児教育研究者からは、幼児教育が社会福祉的側面から教育的側面に重点が移行したという点で、好意的に捉えられている。

## 2-2 幼児教育に関する行政組織

1989 年以降、政府機関の幼児教育分野は、教育省を中心に、「幼児教育発達部門」(the Early Childhood Development Unit)、「専門家教育サービス」(Specialist Education Services)、「ニュージーランド資格認定庁」(the New Zealand Qualifications Authority)、および「教育評価室」(the Education Review Office)が連携して実施、支援、監督、チェックすることになった。

このうち、「幼児教育発達部門」は、子どもの誕生から学齢期までの子どもと家族に文化的に適切な、質の高い幼児教育を開発し提供することを目的におかれている。具体的には、幼児教育機関の設立支援、国内及び国際的な情報事業、幼児教育教材等の制作・普及、両親支援プロジェクトの運営、地域プレイグループやパシフィック・アイランド言語グループに対する補助金支給・支援、後述する「最初の教師として両親」プロジェクトの中央センターの運営などが挙げられる。

「専門家教育事業」(Specialist Education Services)は、それまで「特殊教育事業」(Special Education Service)と呼ばれてきたものであり、障害のある子どもを含む特定のニーズを持つ幼児に支援を行う事業である。教育省が委託する。子どもの持つニーズにより、臨床心理士、言語療養士など専門家の直接的な介入を行う。

また、「ニュージーランド資格認定庁」(the New Zealand Qualifications Authority)は、政府の資格制度に基づく資格認定を実施する。義務教育以後の資格及び研修、諸外国における資格基準などの認定、国内の中等教育及び高等教育の入試の実施などを行う。ここにおいて、幼児教育担当の教師資格認定などが行われる。

その他、1987 年に始まる一連の教育改革により、教育のアカウントビリティに応える機関として、「教育評価室」(ERO: the Education Review Office)が教育省の外部に置かれた。評価というものが、その基準を設定することにより、一種の政策誘導の機能を持つために、教育評価室は常に批判にさらされ、困難な位置に置かれつづけてきた。現段階では、教育評価室を教育省の内部に移管する旨、教育省から強い要望が提出されている。幼児教育の評価に関していえば、幼児教育カリキュラムの設定により、高い水準が求められるようになったが、「教育評価室」による評価をクリアする幼児施設が限定されていたため、評価基準の見直し（「構造的評価」）がなされるにいたっている。評価機関の存在の難しさを例示

するケースである。

## 2-3 幼児教育制度

ニュージーランドの主たる幼児教育機関としては、次のようなものがある。<sup>2</sup>

### ① 幼稚園(Kindergarten)

3歳から5歳児対象。多くの幼稚園では保育料は徴収しない。幼稚園教諭は資格保有(the Diploma of Teaching)の登録された教諭である。通常、年少の子どもは、1週間のうち3日午後に通園、年長の子どもは、1週間のうち5日間午前中に通園する。農山漁村などでは、移動幼稚園もある。この場合の教師も資格保有の教師である。

幼稚園は、1890年代に政府により認定された、最も古い幼児教育制度である。各幼稚園は、保護者会(parent committee)があるが、実際の管理運営は地域の幼稚園協会(regional kindergarten associations)が行っている。

### ② コハンガ・レオ(Nga Kohanga reo)

マオリの言語と価値観を伝承するものとして設立されたものであり、元来幼児教育の機関ではない。コハンガ・レオ(Nga Kohanga reo)は誕生から学齢期の子どもを養育する。運営には、家族(whanau)全体の関与が求められる。コハンガ・レオ(Nga Kohanga reo)は、幼児、保護者あるいは家族(whanau)や地域社会で働く教員の研修も併せて実施している。

コハンガ・レオは、前述のように、1980年代後半の教育改革の動きを受けて、急速に増加したものである。マオリのための幼児教育として唯一、かつ最も多くのマオリが通う施設である。

### ③ プレイセンター(Play Centres)

保護者の共同保育施設である。その歴史は1940年代にさかのぼる。5歳までの異年齢集団により、1週間のうち5日間半日保育する。研修を積んだ運営責任者と保護者のグループが、保育プログラムを実施する。保護者は、運営責任と子どもの保育に関与することを求められる。各プレイセンターは、地方地域の保護者運営委員会(parent management committee)により管理運営されるが、中央の事務局と連携し、幼児教育資格認定のための研修や両親教育プログラムを実施している。

### ④ 家庭中心保育(Home-based services)

家族的デイケアの組織形態。訓練されたコーディネーターが幼児教育の養育サービスの提供を指導監督し、保護者に対して、遊戯集団(playgroup)やワークショップなどを実施する。私的なベビーシッター制度とは異なる。養育サービスを行う者は、「ニュージーランド資格

---

<sup>2</sup> Ministry of Education, *Better Beginnings: Early Childhood Education in New Zealand*, 1998.から要点を抜粋

庁」(New Zealand Qualifications Authority)実施の研修を受講する。

⑤ 教育・保育センター(Education and care centers)

幼稚園、コハンガ・レオ (Nga kohangareo)、プレイセンター (Play Centre)、家庭中心保育ネットワーク (home-based care network) 以外の幼児教育に対して、教育省が提示している包括的な区分である。モンテッソーリ、ルドルフシュタイナーに基づく幼児教育センターなどが該当する。

⑥ パシフィック・アイランド言語グループ(Pacific Islands language groups)

パシフィック・アイランド言語グループは、英語とパシフィック・アイランドにおける言語とのバイリンガル教育により幼児教育を実施している。サモア、クック・アイランド、マオリ、トンガ、ツバル、フィジーなどパシフィック・アイランドにある様々な国々出身の子どもに対する保育プログラムである。

家庭、地域、教会などで行われる。1週間に3日ほど半日のプログラムである。プレイグループのひとつとして、補助金が拠出されている。

⑦ ライセンス免除グループ (License-exempt groups)

地域のプレイグループは、地域に存在基盤をおき、保護者からなる非営利グループが実施するものである。ライセンスは必要ないが、教育省の設定する幼児教育基準を充たす必要がある。両親はプログラム全部に出席する義務があり、プログラムは、地域コミュニティや教会などで実施されることが多い。

⑧ 通信教育(Correspondence school)

通信教育は、国の補助金により運営されている事業である。3歳から5歳の子どもで、地域的に孤立している、あるいは病気などの理由で幼児教育施設に通園できない場合に申請できる。人口密度が低く、集団保育が不可能な地域(特に南島)の子どもが対象者として多く受講している。このような地域的に孤立している家庭の場合、母親も孤立した育児に不安を覚えることが多いため、通信教育は、その手紙等のやりとりを通じて母親相談の機能も持っている。1家庭あたり研修を受け登録された一人の教師が担当し、各家庭の状況に応じた幼児教育プログラムを準備する。本や教材、ゲーム、パズル、テープなどが貸し出される。

1997年から認定された幼児教育センターに1週間のうち2セッション以内で通う場合において、通信教育との併学が認められた。

このように多岐にわたるニュージーランドの幼児教育施設であるが、施設ごとの受益者割合を示したのが図2-1である。1998年現在で5歳以下の55%が幼児教育を受けている。全体の幼児教育受益者のうち41%が「教育・保育センター」(education and care centre)、29%が「幼稚園」、10%が「プレイセンター」、8%が「コハンガ・レオ」、7%が「財源措置のされた家庭中心の保育」(early childhood development funded playgroups)、5%

が「家庭中心保育ネットワーク」(home based care networks)、1%が「通信教育」(Correspondence school)で幼児教育を受ける。

受益者総数及び施設総数については、表1に掲げる。

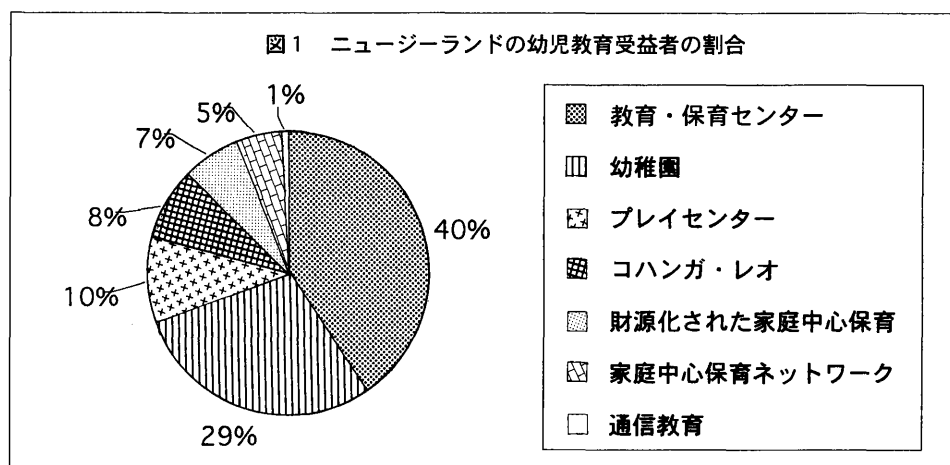


表2-1 ニュージーランド幼児教育事業 (1997年)

	受益者数	施設数
幼稚園(Kindergarten)	46,756	595
プレイセンター (Play Centre)	17,058	545
教育・保育センター (Childcare Center)	61,597	1,248
家庭中心サービス(Home-based Services)	7,615	130
通信教育 (Correspondence school)	914	1
地域プレイグループ (Community Playgroup)	12,770	486
無認可プレイセンター (Unlicensed Play Centre)	345	19
パシフィック・アイルランド言語グループ (Pacific Islands Language Groups)	3,365	150
コハンガ・レオ (Te Kohanga reo)	13,505	705
随時保育(Casual Childcare)	- - - -	40
合計	163,925	3,919

資料出所(図2-1・表2-1): Ministry of Education, *Better Beginnings: Early Childhood Education in New Zealand*, 1998.

1994年から1998年の間における年齢別の幼児教育受益者の増減では、1歳より小さい者は変動がなく11%、1歳児が24%から30%まで増加、2歳児42%から50%に増加、3歳児は75%から85%へ増加、4歳児は92%から96%まで増加している。数字は幼児教育のいくつかのタイプを併用している子どもの増加により変動が見込まれるが、押しなべて1990年代半ばから後半にかけて受益者が増加していることが認められる。

施設別の増減を見ると、1990年から1998年の間で「教育と保育センター」(education and care center)で110%の増加、「プレイセンター」(Play Centre)が26%の減少、コハンガ・レオ(Te Kohan roe)は、1990年から1996年まで増加したが、その後1998年までの2年で減少の傾向が認められる。

## 2-4 保護者教育及び支援プログラム

教育省で実施している主たる保護者教育及び支援プログラムは下記のとおりである。

### ① 最初の教師としての両親(Parents as First Teachers)プログラム

このプログラムは、アメリカのミズーリー州教育省によるプログラムを下敷きにしている。プログラムは、幼児教育者が3歳までの幼児を持つ家庭を定期的に訪問し、育児相談にのるものである。子どもの言語、知的、社会的スキルの発達相談にのる。政府予算によるもので、提携が結ばれた地域において実施されている。1998年段階において、9,000世帯がプログラムを受けている。

このプログラムの健康分野の取り組みとして、社会福祉省と厚生省などの政府機関と共同で、6つの家族支援センターにおいて、子どもの健康改善を目的とした事業(Immunization 2000)が実施されている。低所得家庭や崩壊家庭などにおいては、幼児教育や保育サービスに対して補助制度を実施している。

### ② アナウ・アコ・パシフィカ(Anau Ako Pasifika)プロジェクト

1988年オランダのハーグにある国際的な慈善機関であるBernard van Leer財団により支援が始まった。現在は政府が予算化している。このプロジェクトの中心は、オークランド、トコロア(Tokoroa)、ウェリントンを中心に家庭における幼児と両親の支援プログラムを実施することにある。プロジェクトは、パシフィック・アイランドの家庭における学習教材の開発も射程に入れている。

### ③ 家族支援センター(Family service centres)

試験的なプロジェクトであり、ニュージーランドの6つの地域で実施されている。幼児教育事業と同時に、就学前の子どもに対する家庭指導プログラム(HIPPY: Home Instruction Programme for Preschool Youngsters)などの自習プログラムを提供している。特に教育上不利益を被っている層の子どもに対し、就学前に補償しようとするものである。アメリカのヘッドスタートに類似したプログラムである。幼児教育センターは、家

族支援センターの一部として機能することが期待されている。

## 2-5 幼児教育の要件

1989年の教育法のもとで、幼児教育の最低設置基準が設定された。基準は、敷地面積、スタッフ数、プログラム、組織、運営などが規則化されているものである。特に、養育責任者は、①認定された幼児教育資格を保有し、②最低100ポイントの許可事項による資格を持ち、③幼児教育施設で常勤であること、が求められている。政府が設立認可することにより、補助金を支給している。また、家庭中心の養育事業についても、最低基準を設定している。

教育省は、国レベルで就学前教育のカリキュラムを策定した。これは、いわゆるガイドラインにあたり、総合的な枠組みを提示したものである。この幼児教育カリキュラムは、テ・ファリキ(Te Whaariki)と呼ばれている。草案を経て専門家らの手により審議され、最終的に成立したのは1996年6月であり、その後1998年8月に実施された。内容の概略は図2-2のとおりである。

## 2-6 ニュージーランドの子育て支援策の要約

以上のように、現在のニュージーランドにおける子育て支援策は、第一に1980年代後半以降、国が、設置基準の設定、幼児カリキュラムの策定、補助金支給等を通じて幼児教育の体系化に到る一連の試みに見て取れる。そこには、幼児教育の質の向上を目的とした発達心理学者等の幼児教育研究者グループの知見が政策に反映されている。

第二に、この質の向上を目指した幼児教育の体系化は、施設や保育者の資格の整備といった全体の枠組みを作るとともに、マイノリティであるマオリ、パシフィック・アイルランド出身者の子どもに対する文化継承上の視点を色濃く反映するものである。パキハ（白人系住民）との間に社会、経済、教育的など様々な格差構造が存在する中で、就学前教育において文化を尊重した幼児教育により、子どもたちに自分の出自に対する誇りと言語や文化一般を学習する機会を、幼児教育を通じて提供しようとする。そこでは、養育機能が不全である保護者に対しての両親教育や家庭の機能を補償するプログラムも組まれている。マイノリティの文化的ニーズに応え、就学前に補償的な施策を行うことにより、将来的に子どもたちの健全育成、地位向上を目指そうとする。

第三に、過疎地における育児支援についても、受講家庭は限定されるが、通信教育の果たす役割が注記される。牧畜農家など、主として南島の過疎的地域において孤立した子育てを行う状況におかれた家庭においても、通信教育を通じての母親への育児相談を含めて、きめの細かな対応がなされている。

このように、ニュージーランドの子育て支援策は、社会福祉経費の削減など、政治・経済の動きと連動し、また、幼児教育研究者の研究知見を施策に反映させながら体系化が試みられてきた。そこでは、地域活動との連動を含め、子どもたちの健全な成長を求めて、よりきめの細かな、かつ質の高い教育的対応が模索されている。

図2—2 幼児教育カリキュラム

原則(PRINCIPLES)  
カリキュラムの中心

幼児教育の中心	能力向上 (Empowerment)	全人的な発達 (Holistic Development)	家族と地域 (Family & Community)	対人関係 (Relationship)
実践に含まれる事項	子どもに自ら学習し成長する力を養う	個々の教科ではなく全体像を学ぶ	子どもの家族や地域社会と連携する	他人と一緒に協調性を学ぶ



細目(STRANDS)  
学習・発達の異なる領域

幼児教育カリキュラムの細目	幸福感(Well-being)	所属感(Belonging)	貢献(Contribution)	コミュニケーション(Communication)	探究心(Exploration)
実践に含まれる事項	子どもの健康と幸福感を養う	子どもの家族とともに何をし、どのようにするかを関連づける	個々の子どもに学習することの価値を教える	様々な言語形態(話す、書く、描く、シグナルを発する)を使用する	新しい経験を通じて遊び、物事を解決する



目標(GOALS)  
学習プログラムのための明確な方向

- ・ 子どもの知識、技能及び態度を発達させる成果を学習する。
- ・ どのようにプログラムが役立っているかを考えるために問題提起する。
- ・ 子どもの学習を助ける経験の種類を例示する。

## 3. 女性省の保育支援策

國信潤子

### 3-1 母親の二重役割の軽減

調査対象 Ministry of Women's Affairs

氏名: Ms. Anne Riley Senior Policy Analyst

Ms. Fran McGowan Information Centre

調査者 NIER: 国信、岩崎

日時: 2000年3月17日 14:00~17:00

場所: NZ Ministry of Women's Affairsにて

NZ では 1970 年代以降特に女性の就労率は増加し、夫婦、特に女性の子育て役割と市場労働の二重役割負担が社会問題となった。仕事をもつ母親の二重役割軽減のための社会政策と、父親による保育役割分担を推進するための政策という側面から女性省担当官インタビュー調査をおこなった。夫婦ともに働くことによって、よりよい生活ができること、そして女性もまた労働することを当然とする社会環境がある。日本のような家族賃金制度、あるいは配偶者手当のようなものはない。働く両親のための子育て支援策の要点について、担当者の説明、女性省において提供された女性省刊行の各種資料からの情報とともに紹介する。

1970年代以来、NZ は経済成長により女性の就労は増加した。女性労働者の確保、市場労働における男女平等の推進の両面から子育て支援策の充実が推進された。その後90年代の経済規制緩和の政策、経済低迷などで女性の就労上昇率は多少低下した。しかし男女平等策の推進もあり、女性・男性ともに家事・育児を担当することを可能にする政策推進が政府の方針となった。

政策としては88年に目指された保育・教育一貫という福祉・教育領域の大変革がうちだされた。その後、政権交代、経済の低迷により当初の通りには実施されていないが、基本的に子育て支援策を保育、幼稚園そして教育という一貫性をもたせ、かつ男女が共に子育てに関わる社会環境の整備という方向に変化はない。

NZ では母親が出産後、子育て期も就労するという事は労働市場の要請と相まって社会的に一般的なこととなっているが。いまだに年齢別労働力率に M カーブがみられる。つまり現実にはより多く子育て役割を担う母親に不利な状況があり、母親たちの就労機会はあっても不安定であり、就労形態は多様なものである。つまり両親による育児休業政策が推進された後も子育て中の女性の労働条件に不利のあることが指摘されている。

現在では女性が家庭内での無償労働領域のみでなく、経済活動をすることは当然の権



利と考えられるようになった。また女性は労働市場において重要な役割を担っているためにその技能は社会にとって不可欠である。両親休業も市場の要請と男女の雇用の平等という両方のニーズから実施されている。両親休業についての政策、社会的性別役割意識は市場の状況によっても変化するものである。

### 3-1-1 両親子育て休業制 (Parental Leave Provisions)

NZ での両親子育て休業制 (Parental Leave Provisions) は当初、母親の市場労働参加のために実施された。後に男女平等確保のためにもそれは重視されるようになった。まず公的機関において、ついで私企業等においても実施されるようになった。1987年に両親休業と雇用機会確保の法令 (the Parental Leave and Employment Protection Act) が実施され、子育てに両親が関わるべきであるという男女平等の視点が特に重視された。

NZ の両親休業制度は他の先進諸国と比較しても優れたものである。就労機会の保護、母性保護のための各種サービスに十分なアクセスが確保されている、そして両親休業を希望に応じて延長することもできる。しかし無給である。このためもっとも保育休業を必要としている低所得者層にはこれらの法制は十分に役立てられていないという問題もある。また子育て支援策を利用していない父母についての調査が実施され、その理由として費用、保育時間がニーズに合わない、また適当な場所がないなどの理由が挙げられている。こうした声は全体の2割程度であるが、これらの親たちについての意見調査が実施され、それらの人々のニーズが調べられていることは重要である。

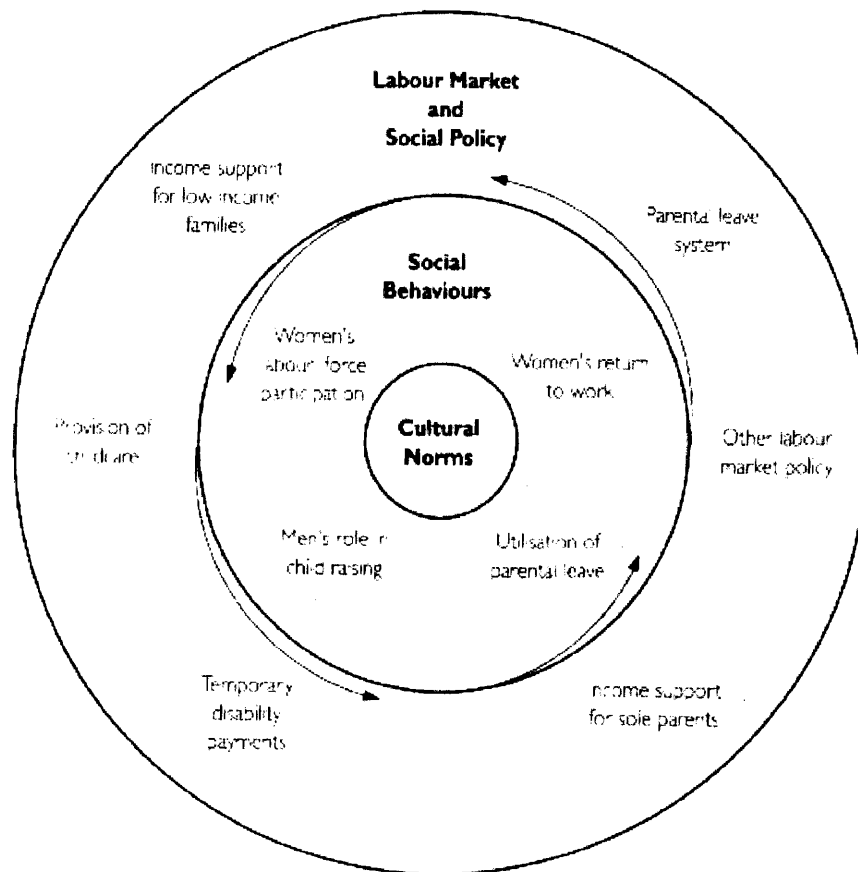
子育て支援サービスの取得資格は「過去一年間にわたって現在の雇用主のもとで一週間10時間以上労働した人」という条件である。また低所得者層の女性たちは無償の両親休業を取得する余裕はない。問題は子育て支援策としての両親休業制が無償であることである。またこれを有償化してゆく交渉が進行している。しかしまだ雇用主の一部、特に公的機関を中心に実施されているにすぎない。

現在 NZ では子育て支援策として低所得者層への支援、ひとり親支援、3才以下の幼児への子育て支援金、雇用の確保された両親休業などの施策が実施されている。しかし有給の母性休業、児童全般への子育て支援金はない。この2つの施策が共にある国はイギリスとスウェーデンである。

### 3-1-2 子育て支援策：両親休業システムの位置付け

子育て支援策として両親休業は不可欠なものと考えられている。それは両親休業取得資格、休業の期間、就労機会の確保、有給休業、必須支出金の保障 (保険金など)、そして男女平等政策などが考慮される必要がある。

## 両親休業システム位置付け



MINISTER OF HEALTH SERVICES

出典：“Parental Leave Policies, Women and the Labour Market” p.17

子育て支援策において考慮すべき要件

労働市場と社会政策、  
社会的行動様式、文化的規範

可能な施策

両親子育て休業、  
その他の労働政策、  
ひとり親への収入確保、  
一時労働不可のための補償金確保、  
保育政策、  
低所得者家族への支援

社会的行動様式

女性の労働復帰、  
両親休業の利用、  
男性の保育における役割、  
女性の労働参加

これらの各種要件が十分調査され、また実施のための事業計画策定の政府組織が確定されていることが重要である。また NZ の特徴として各機関の横の連携があり、人員の交流も多いように見受けられた。専門家集団との交流も多く、大学関係専門家による助言、政策立案も多くあるようである。

### 3-2 子育て支援策の推移

NZ における子育て支援策の最近の推移は、まず、1948年に公的機関の被雇用者に適用される出産休暇が実施された。つまり既婚女性で公的機関に就労している人のみが6ヶ月間の無給の母性休暇をとれるようになった。1978年に母性休暇は6ヶ月から12ヶ月へと延長された。さらに継続雇用確保も確実なものとなった。また休業後6ヶ月間がその事業主の職場で就労することを条件に30日労働分の支払いが保障されるようになった。これは公共機関で就労する男女の平等促進のためであった。1980年には母性休業と雇用保護条例 (the Maternity Leave and Employment Protection Act) が成立し、私企業についても両親休業が確保された。1981年にはすべての女性雇用者が一定の条件をみたしていれば雇用主が公共機関か私企業かに関わりなく、6ヶ月の両親休業を取得できるようになった。その一定条件とは一週間15時間以上労働し、出産に先だって18ヶ月間現在の雇用主のもとで労働していることである。この施策が実施されたのは「家族に選択の自由を確保しつつ、必要性をみたすことにある。さらにこの法制によって男女の労働の場における平等を確保することが目的である。」(the National Advisory Council on the Employment of Women : NACEW, 1980:1) しかし、女性にのみ保育休業を保障したことが問題指摘された。女性にのみ保育役割を期待することは、男女平等政策には反するという指摘があった。(NACEW 1980:2-3)

子育て支援策は、母親に対してのみでなく、両親のために実施されるべきであるという考え方が現在の両親休業制の背景にはある。1987年に施行された、両親休業と雇用確保の法令は労働省によれば、一才未満の子育てのために労働から離れる両親が、男女を問わず平等に機会を得られるようにすることがこの法令の主旨である。当初は母親の子育て休業確保であったが、女性雇用者が増加したため、市場労働における男女平等確保が不可欠となり、男女ともに子育て休業がとれるように改善されていった。

現在の子育て両親休業と雇用保護法 (1987年) のなかの出産休暇についての規定は以下のような内容である。

「出産休暇取得資格は現在の雇用主のもとで出産直前の12ヶ月間労働しており、一週間に10時間以上の労働をしている女性が取得できる。その持続期間は連続14週を越えない。給与は無給である。雇用保護については雇用主が被雇用者の出産あるいは妊娠を理由として解雇することは禁じられている。出産休暇期間終了後、4週間その席は確保されている必要がある。それ以上の期間休暇取得者が復帰しない場合にはいくつかの例外はあるが、その職席を他の人員で埋めることができる。」

また両親保育休業については次のような内容である。

「妊娠している女性の配偶者/男性パートナーでその子どもの子育てを担当する人は出産の時点で現雇用主のもとで12ヶ月以上、週10時間以上労働している場合に保育休業を取得できる。期間は継続して2週を越えないこと。給与は無給である。雇用確保については保育休業をとったことを理由に解雇はされない。職責の確保は雇用主の義務である。」

このような両親休業制の導入は出産率の上昇を期待し、家族を形成し、幼児のいる家族の経済的支援を行うことにある。また女性が出産によって労働市場から撤退する必要のないようにすることもこの制度の主旨の一つである。また上質の保育サービスの提供により子どもの順調な発達が確保されるべきである。

上質の保育施設の確保のために高い費用を払わずにサービス確保ができることが重要であり、家族生活において子育てと仕事がバランスよく確保されねばならない。そのためには男女の平等は不可欠であり、両親ともに仕事と子育てを両立できるような政策を実施することが重要である。国によって出産休暇、保育休暇の両親による取得の仕方について法制はことなる。NZでは無給の出産休暇ではあるが国による保険制度により補償金が支給されている。父親による両親休暇取得、そして両親休暇の延長は高い利用率がある。この領域でもっともととのった政策を実施しているのはスウェーデンである。

女性省としては女性が婚姻の有無、子どもの有無に関わらず労働権、生活権が擁護されるべきであり、そのためには出産、保育における女性の過重役割から労働条件・環境に不利が生じないような施策を強化してゆく必要があるとしている。



## 4. 保育所、幼稚園、コハンガ・レオの訪問

國信潤子

### 4-1 Kohangareo 訪問

#### ～マオリの子育て支援、マオリ文化伝承の場～

##### 異なる保育・教育環境

ハミルトンにあるワイカト大学付近にあるマオリの子どものためのマオリ言語による保育、幼稚園：コハンガレオがある。見学はできないようになっている。それは子どもの教育中に外部の人が見学にはいると、子どもの集中力を散漫にするので、できないようになっているということを、案内者のワイカト大学生涯学習センター職員のサンドラ・モリソンさんから聞いた。コハンガレオでは保育・教育には親も共に学ぶことが要求されており、保育園や家庭でもマオリ言語使用が要件となっている。建物、装飾、音楽、などでもパケハとは異なる文化環境を創り出している。

建物はマオリ文化の造形を施し、大きな部屋に周囲に各種の遊具があり、屋外の遊び場は広々として草のグラウンドである。マオリの言語を幼いときから教えることの重要性を強調し、両親もこのコハンガレオにきて共に学習し、文化理解を深め、家庭でもマオリ言語を使うことが要請されている。フルタイムで働く両親にとってはこれはかなりの負担であるが、方針として両親参加を条件としている。またワイカト大学学生向けのマオリ文化紹介の授業を聴講した。そこで学生はもっともリラックスできる姿勢でよいとされ、学生によっては床に横になり、教師のマオリ文化紹介を聞くという学習方法をとっていた。大学教育の通常の形式とは大いにことになっている。マオリ文化の南太平洋諸島とのつながり、祖先崇拜などの説明があった。

モリソンさん自身、息子をコハンガレオで教育し、自分もその設立活動に奔走した。しかし大変な仕事であり、疲れたともいっていた。今はパケハと共に学ぶ中学校にいかせているという。息子は12才である。マオリの大学生が歓迎の歌などを披露してくれた。そこである女子学生は「マオリ言語を話してはだめといわれ、今はよいといわれ自分たちはNZの白人の政策に振り回されてきた。今は自分のアイデンティティのためにもマオリ文化を大切にしたい。またマオリ文化とともに生きていくと自信がもてるようになった。」と語ってくれた。また外見は全く白人の男子学生は「自分の母方はマオリである。自分の意識もマオリである。」と語り、外見ではなく、個人の自己確定のあり方であるようだ。

こうした異文化共存の保育・教育はまた十分な時間を経ているために、今後予算配分

など持続的な資源確保があるのかがみえてこない。またそれ以外の保育・教育体系とどのように連動するのか不明である。パケハの過去の政策への不満、また資源配分も十分ではないという不満も表明していた。担当者はマオリ言語の教材開発、教科書作成、さらには将来は高等教育もマオリ言語であることを考えているということであった。しかし他の高等教育とどのように連動しているのかについては今回の調査ではみえてこなかった。

~~~~~

## 補足

### Child Care Center～多様な保育内容・時間の選択肢～

Child Care Center は幼児を持つ両親が最も多く子どもの保育を頼む施設である。公立、私立両方ある。保育時間はいずれも朝9時ころから午前のみ、あるいは午後5時までなど多様な保育時間を選べる。公立保育所でも保育時間についていくつかの選択肢があり、親の希望に応じて日程が組まれている。一般に自由保育の方法がとられている。年齢、男女、遊び方なども幼児の自由であり、一日のうち3回のみ全体が集合して本読み、歌などを歌う。

午前中のお茶の時間、ランチ、そして午後三時にもスナックがでる。ランチ後には昼寝時間がある。住宅街にあるバルナルドスの私立保育園は建物も広く、屋外遊び場も広い。一定基準をみたしているかどうかについてのチェックがある。元は一般住宅であった建物をを借り上げて保育園に改装したという。バルナルドスは元はイギリスの福祉団体で貧困層などを中心に福祉活動をしてきたが、NZ では保育園経営を政府援助も得て活動している。本部事務局も訪問したが、事務局長は保育ニーズに十分答えているというコメントであったが、実際には現場では低年齢幼児保育施設が不足しており、入所希望者のリストがかなりあるという。

公立保育所では区域別になっており、社会階層によって居住地区が或程度分かれているため、経済階層が上の人々の多く住む地域の Child Care Center は寄付なども多く豊かであるという。しかし他区域からの入所ができないようになっていうる。NZ におけるチャーター・スクールなど住民の自主的教育組織の立ち上げなど新たな運動が89年、90年代には盛んとなったが、現在は政権交代によりそうした動きも広がりがあるわけではない。



### Child Care Center 保育資格～教育省による基準設定と評価～

保育所の政府職員の子どもの多いというウェリントン中心部の保育園はスペースは限られていたが、近所に植物園があり、そこにつれていって遊べる。また今回見学したウェリントン郊外の Child Care Center は中流、白人居住地の施設である。保育者の管理、手配をしている事務所を訪問し、保育施設の国によるチェックポイント、そして資格について質問し、資料収集をした。定期的なチェックがあり、また保育士については研修プログラムがあり、その単位は大学、あるいは地域の短大、専門学校のような機関で単位取得ができる。その資格によって賃金も変わる。(女性省、文末添付資料表参照)

またパートタイマーの保育者は自分も同年代の子どものいる母親が多いという。しかし賃金は安く、自立できる程の収入にはなっていないようである。

|                              |                  |             |              |              |                |
|------------------------------|------------------|-------------|--------------|--------------|----------------|
| <b>Centre Directors</b>      | <b>&lt; 1 yr</b> | <b>1 yr</b> | <b>2 yrs</b> | <b>3 yrs</b> | <b>4 yrs +</b> |
| Dip Teach                    | \$15.09          | \$15.39     | \$16.03      | \$16.50      | \$17.03        |
| 100 pts +                    | \$14.34          | \$14.71     | \$15.16      | \$15.64      | \$16.08        |
| 80-99 pts                    | \$13.38          | \$13.61     | \$13.84      | \$14.51      | \$14.97        |
| < 80 pts                     | \$12.72          | \$13.00     | \$13.45      | \$13.86      | \$14.18        |
| <b>Centre Supervisors</b>    | <b>&lt; 1 yr</b> | <b>1 yr</b> | <b>2 yrs</b> | <b>3 yrs</b> | <b>4 yrs +</b> |
| Dip Teach                    | \$13.80          | \$14.25     | \$14.77      | \$15.18      | \$15.82        |
| 100 pts +                    | \$13.34          | \$13.75     | \$14.09      | \$14.61      | \$15.07        |
| 80-99 pts                    | \$12.74          | \$13.01     | \$13.28      | \$13.79      | \$14.11        |
| < 80 pts                     | \$11.91          | \$12.20     | \$12.56      | \$12.91      | \$13.28        |
| <b>Assistant Supervisors</b> | <b>&lt; 1 yr</b> | <b>1 yr</b> | <b>2 yrs</b> | <b>3 yrs</b> | <b>4 yrs +</b> |
| Dip Teach                    | \$12.60          | \$12.98     | \$13.34      | \$13.76      | \$14.26        |
| 100 pts +                    | \$11.98          | \$12.30     | \$12.72      | \$13.15      | \$13.65        |
| 80-99 pts                    | \$11.36          | \$11.70     | \$12.04      | \$12.42      | \$12.76        |
| < 80 pts                     | \$10.76          | \$11.09     | \$11.28      | \$11.87      | \$12.04        |
| <b>Teachers / Educators</b>  | <b>&lt; 1 yr</b> | <b>1 yr</b> | <b>2 yrs</b> | <b>3 yrs</b> | <b>4 yrs +</b> |
| Dip Teach                    | \$11.76          | \$12.07     | \$12.48      | \$12.92      | \$13.45        |
| 100 pts +                    | \$11.24          | \$11.59     | \$11.99      | \$12.35      | \$12.86        |
| 80-99 pts                    | \$10.48          | \$10.89     | \$11.21      | \$11.59      | \$11.98        |
| < 80 pts                     | \$9.91           | \$10.32     | \$10.67      | \$11.03      | \$11.32        |
| <b>Assistant Educators</b>   | <b>&lt; 1 yr</b> | <b>1 yr</b> | <b>2 yrs</b> | <b>3 yrs</b> | <b>4 yrs +</b> |
| Dip Teach                    | \$11.07          | \$11.39     | \$11.79      | \$12.18      | \$12.62        |
| 100 pts +                    | \$10.65          | \$10.96     | \$11.36      | \$11.75      | \$12.11        |
| 80-99 pts                    | \$9.93           | \$10.25     | \$10.64      | \$10.99      | \$11.27        |
| < 80 pts                     | \$9.33           | \$9.68      | \$10.12      | \$10.51      | \$10.75        |
| <b>Trained Relievers</b>     | <b>&lt; 1 yr</b> | <b>1 yr</b> | <b>2 yrs</b> | <b>3 yrs</b> | <b>4 yrs +</b> |
| Dip Teach                    | \$11.93          | \$12.19     | \$12.57      | \$12.88      | \$13.27        |
| 100 pts +                    | \$11.32          | \$11.55     | \$11.92      | \$12.28      | \$12.55        |
| 80-99 pts                    | \$10.38          | \$10.65     | \$10.98      | \$11.30      | \$11.53        |
| < 80 pts                     | \$9.74           | \$9.99      | \$10.29      | \$10.59      | \$10.74        |
| <b>Untrained Relievers</b>   | <b>&lt; 1 yr</b> | <b>1 yr</b> | <b>2 yrs</b> | <b>3 yrs</b> | <b>4 yrs +</b> |
| < 60 pts                     | \$9.26           | \$9.44      | \$9.74       | \$9.98       | \$10.12        |

出典：“New Zealand Early Childhood Centres Employment Benefits Survey” 1996 p.5

Early Childhood Council

## 5. マオリのための子育て支援策

岩崎久美子

### 5-1 マオリのおかれた社会状況

マオリは、ニュージーランドの原住民であるが、その後の白人系の移民（パキア）がニュージーランドに入ってくるにつれて、マイノリティと位置付けられた。その後マオリとマオリ以外の者の婚姻により混血化がすすみ、現段階では、マオリの定義も曖昧である。金髪碧眼であっても、マオリのアイデンティティを保持している者はマオリとされる。そのため、「本人がマオリとしてのアイデンティティを持つことがマオリである」との理解が最も妥当に思われる。

マオリの問題は、白人系住民との間に経済的、教育的、そして社会的格差が存在することにある。このため、政府は、マオリ開発省(Ministry of Maori Development)を通じて、さまざまな経済優遇策、及び地位改善政策をとってきている。この優遇策を求めて、マオリであることを自ら積極的に定義づける者もいる。そのため、統計的な数字も、マオリをどのように定義づけるかにより異なる可能性を持つ。ここでは、マオリ開発省のデータをもとに、その格差の現状を見ることにする。

収入については、下記のような格差が提示されている。<sup>3</sup>

- ・ 1999 年において、1 週間の収入のメジアン（中央値）は、マオリが 300 ドル、マオリ以外が 331 ドルであった。
- ・ 1 週間の収入は、有職のマオリが 485 ドル、失業しているマオリが 173 ドルである。
- ・ 学位を持たないマオリの 1 週間の収入は、259 ドル、学士以上の学位を持つマオリの収入は 652 ドルである。
- ・ 成人マオリの 50%が賃金、給与、自営などで収入を得ているが、45%は政府からの手当、高齢者年金、学生奨学金などを受給している。マオリ以外では、前者が 62%、後者が 31%である。

政府給付金に対する依存は、特に住居補助(Accommodation Supplement)や国内用途給付金(Domestic Purposes Benefit)に顕著であり、前者は、マオリ以外の 10 倍、後者はマオリ以外の 14 倍の者が受給している。

失業率については、次のとおりである。<sup>4</sup>

- ・ マオリの失業率は 19%であり、マオリ以外の失業率 6%の 3 倍強である。マオリの失

<sup>3</sup> Ministry of Maori Development, *Maori Personal Income* (Fact Sheet 7)

業者総数は、32,000 人である。

- ・ マオリは、より長期間失業する傾向にある。1997 年において、2 年以上の失業の状態にあった者の中で 40%がマオリであった。
- ・ 青少年層（15-19 歳）にあたるマオリの 32%が失業している。マオリの失業者全体のうち、青少年層（15-19 歳）が占める割合は、18%である。
- ・ マオリの失業率は、地域格差が大きい。1996 年においては、北島(Northland)、プレ  
ンティ湾(the Bay of Plenty)が高く、ネルソン-マルボロフ(Nelson-Marlborough)、  
南島(Southland)が低い。
- ・ マオリの中で大学を卒業した者の方がそうでない者よりも失業する可能性が低い。  
1996 年において、大学卒の 5%のみが失業であり、これはマオリ以外の者と同じ程度  
の失業率である。

## 5-2 マオリの文化を継承する教育

マオリの青少年の 1/4 以上が日常会話をマオリ語で行っている。<sup>5</sup> マオリ語による教育については、義務教育段階において、特定教科をマオリ語と英語での教授（バイリンガル教育）、英語以外の全ての教科をマオリ語で教授（イマージョン教育）などの試みがなされている。しかしながら、一般的には、マオリ語は、独立した教科として教授されることが多い。しかしながら、近年、マオリの保護者からマオリ語をバイリンガル、イマージョン教育として教授することに対する要望が高まっている。（表 5-1 参照）

教育省では、マオリ言語による教材開発のため、学習メディア会社(Learning Media Ltd.)

表 5-1 マオリの保護者によるマオリ語教育への希望

(1992 年)

| 教育形態                     | 初等教育 | 中等教育 |
|--------------------------|------|------|
| マオリ語と英語によるバイリンガル教育       | 57%  | 61%  |
| マオリ語を独立科目として教授           | 21%  | 21%  |
| 主としてマオリ語による教育、その後英語による教育 | 13%  | 11%  |
| マオリ語のみでの教育               | 7%   | 5%   |
| マオリ語を使わない教育              | 2%   | 2%   |

資料出所：AGB McNair, 1992 (但し、引用は The Ministry of Maori Development, *The Maori Language and Education* (Face sheet 8))

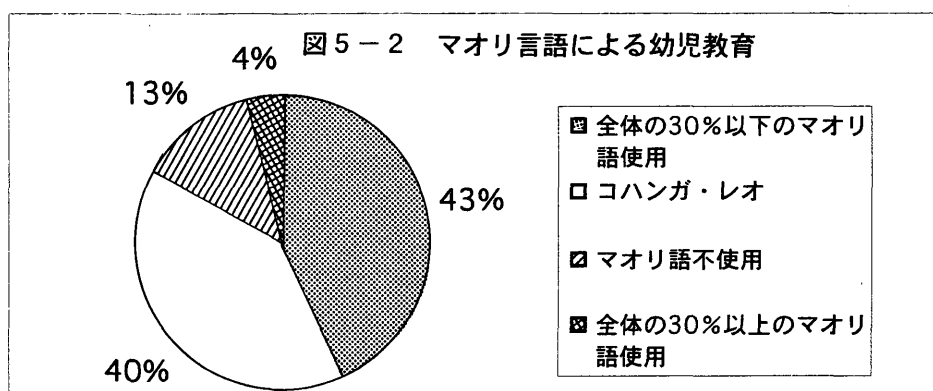
<sup>4</sup> Ministry of Maori Development, *Maori Unemployment* (Fact Sheet 6)

<sup>5</sup> Ministry of Maori Development, *Maori Youth* (Fact Sheet 3)

に予算の 25%を拠出している。このマオリ言語の教材開発においては、幼児教育教材も含まれている。

5 歳以下のマオリの子どもで、幼児教育を受けているのは約半数である。1998 年において、約 29,700 人のマオリの子どもが幼児教育を受けた。1991 年の受益者数 21,300 人に対して、40%の増加である。政府が幼児教育に注目するのは、これまで提示してきた社会的格差を是正するには、幼児期に教育的介入をすることの効果が大きいと思われるからである。また、マオリの文化を継承するためにも、マオリの文脈に沿った幼児教育が模索されてきた。

1998 年においては、87%のマオリの子どもたちが、マオリ語による何らかの幼児教育を受けている。約 40%がマオリ特有の幼児教育機関として前出のコハンガ・レオ(Te Kohanga Reo: language nest)による。その総数は、11,980 人である。施設数は、ニュージーランド全土で 646 である。また、幼稚園、保育センター(Childcare centre)、プレイセンター(Play Centre)などにおいても、マオリの子どもの 47%以上がマオリ語による教授を受けている(図 5-2 参照)。



資料出所：Ministry of Education, 1999 (但し、出所は Ministry of Maori Development, *The Maori Language and Education* (Fact sheet 8)) .

~~~~~

## 補足

### ニュージーランドの青少年問題

ニュージーランド総人口に 12 歳から 24 歳の青少年が占める割合は 20%であるが、その総数は減少の傾向にある。人口学的には、2051 年までにその割合は 15%までに落ち込むことが予測されている。<sup>6</sup>

自然が多い牧歌的な雰囲気にあるニュージーランドにおいて想像が難しいことであるが、青少年の車による死亡事故、自殺、麻薬、及び 10 代のシングルマザーの増加など青少年をめぐる社会問題が深刻化している。車による死亡事故と自殺は、青少年の二大死亡原因である。1996 年の統計によれば、青少年（15 歳から 24 歳）の自殺は、1985 年には 10 万人に 12.6 人であったのが、1996 年には 26.9 人に増加している。男女別に見ると、男性は、1985 年に 19.6 人から 1996 年に 39.5 人、女性は 1985 年が 5.1 人から 1996 年に 14.3 人に増加している。この数字は、OECD 諸国の中でもフィンランド、オーストラリアなどと同様最も多い群に属する。<sup>7</sup>

自殺増加の背景には、人口が少ないため、他人に気づかれず自殺を遂行でき、未遂に終わらず既遂すること、のんびりしていることが人間にとって逆に自殺を加速させること、などが挙げられている。政府は、青少年省を中心に、青少年の自殺を未然に防ぐ対策として、国家青少年自殺防止施策(The National Youth Suicide Prevention Strategy)をたてている。これは、内容として、家族の支援、メンタルヘルスと幸福感を促すためのイニシアティブ、精神疾患のスティグマを減少させるためのイニシアティブ、青少年の参加、青少年の自己アイデンティティの成長と肯定、社会的不平等と差別への言及、といった目標を掲げる。

その骨子は、

1. メンタルヘルス教育の改善と認知、処遇と管理
2. 家族支援と初期介入プログラム
3. 社会的公正を含む主要な社会変革と自殺防止についての広報体制
4. 自殺手段へのアクセスの制約
5. 統計情報の精緻さと自殺問題についての研究

である。

---

<sup>6</sup> Ministry of Youth Affairs: *Briefing to the Incoming Minister*, November 1999.

<sup>7</sup> Ministry of Youth Affairs, Ministry of Health, Ministry of Maori Development: *In our hands-New Zealand Youth Suicide Prevention Strategy* \*出版年不明

麻葉については、大麻が自然に生育するため、貧困層の商品作物となっており、それが若者層に広がっていつている。若年層の失業率は高く、将来への不安からオーストラリアをはじめとする英語圏への頭脳流出も多い。また、女性については、10代の妊娠やシングルマザーの増加が問題化してきている。社会福祉が充実しているためシングルマザーであっても最低の生活を保障する手当てが受給できる、シングルマザーに対する社会的な寛容さがある、などの要因が指摘されている。

このような青少年をめぐる社会問題のひとつの具体的な対応として、16歳から25歳までの青少年を対象に、青少年省(Ministry of Youth Affairs)により、ニュージーランド自然保護部隊(The New Zealand Conservation Corps)と青少年サービス部隊(The Youth Service Corps)の2つのボランティア事業がおこなわれている。これらの事業は、歴史的には、アメリカにおいて1930年代の大恐慌時にルーズベルト大統領唱導のもと、青少年の失業対策として始まったアメリカ市民自然保護部隊(the American Civilian Conservation Corps: CCC)に由来する。アメリカにおいては、この思想は、青少年部隊(Youth Corps)として、発展、展開されている。

ニュージーランド自然保護部隊(The New Zealand Conservation Corps)は、地域の自然保護局(The Department of Conservation)や地域の関係機関と連携をとりながら、通常20週間の期間において10人のチームを編成し実施されている。1999年においては、1,700人が参加し、132のプロジェクトが実施された。過去の経験者のうち、80%以上が、その後、就職、もしくは学業継続をしている。

青少年サービス部隊(The Youth Service Corps)は、1995年にスタートしたプログラムである。地域サービスやレクリエーションや教育活動に従事する。1999年には、230人が参加。17プロジェクトが実施された。75%以上が、その後、就職、もしくは学業継続をしている。

このようなボランティア・プログラムは、青少年の労働技能や社会を知る機会を提供し、しいては自尊感情を高め、上記の様々な青少年問題を解決する糸口となることが期待されている。同時に、アメリカにおけるプログラムと同様、青少年の失業対策の一面を併せ持っているといえる。<sup>8</sup>

---

<sup>8</sup> The Ministry of Youth Affairs, *NZ Conservations Corps, Youth Service Corps*, Winter, 1998 & Winter, 1999



## 6. 子育て支援施設のチェックポイント、職員資格評価

### (保育責任者面接調査からの資料報告)

中村浩子

#### 6-1 Barnardos ～ナショナル・オフィス訪問より～

Barnardos は、1866 年に英国で Dr. Thomas John Barnardo が孤児施設を開いたことに端を発している。ニュージーランドでは 1972 年に最初のプロジェクトがはじめられ、今日では英国の組織から独立した子ども・家族の福祉エージェントである。現在ニュージーランド全国に約 1000 人のスタッフをもつ。そのほか、保育者 (Caregiver) 約 2500 人、ボランティア約 7500 人がいる。こうしたスタッフの大半はパート・タイムである。調査においては、組織のヘッドにあたる、チーフ・エグゼクティブのイアン・カルダー氏よりヒアリングを行った。

Barnardos は、子どもを持つ親のニーズに合わせることをスタート地点としている。それはすなわち、都市部では利用時間の長期化、農村部では季節的需要の増減への対応、マオリ・パシフィック諸島出身家庭の対応、等々といった柔軟性をもつことを意味している。

活動内容は、以下の通りである。

#### ■ 幼児教育関連サービス

- ・ 家庭内保育 (family day care)  
働く親、勉強中の親のほか、育児から離れる時間がほしい、育児ストレスを感じているなどといった親を対象にした、乳児から児童までの保育および幼児教育サービス。保育は保育者 (Caregiver) 宅で行われ、時間はフレキシブル。保育者は家庭のような環境における幼児教育をおこなう訓練を受けている。すべてのプロジェクトは教育省より認可を受けている。
- ・ 幼児学習センター (early learning center)  
5 歳までの幼児を対象にした幼児教育センター。プログラムは教育省の認可を受けている。週 5 日利用可能で、全日保育と半日保育とがある。
- ・ 学童保育 (out-of-school care)  
保育者宅にての学童保育。子どもの休養、余暇といったニーズに応える。また地域によっては、アクティビティなどを行う放課後のプログラムも行っている。
- ・ 親業支援 (parents as first teachers)  
生後 3 歳までの子どもをもつ親に向けた訪問支援・指導。



## ■支援サービス

- ・ フォスター家族 (family action fostercare)  
家族が危機的状況にある子どものためのフォスター家族サービス。
- ・ 家族訪問支援 (family support group)  
ストレスを抱える家族を対象とした、一対一の目標設置型プログラム。サポート・ワーカーが各家庭を訪問し、親業、家族関係構築、家事、家計、コミュニティ・サービス利用法などに関するスキルを身に付けることを支援する。類似するニーズをもった家族をサポートする、グループ・ワークのサービス提供も多い。
- ・ 子どもの親訪問支援 (children's' access)  
子どもが養育権をもたない親を訪問する際の監督サービス。
- ・ 親教育 (parent education)  
親が子どものニーズを理解し、家族のコミュニケーション・スキルを改善することを支援するコース。ニュージーランド資格認定機構により認可されたプログラム (Growing As Parents) を用いる。
- ・ 家族カウンセリング (family counselling)  
災難や死別、離別ほかの危機状況にある家族のための、子どもを中心としたカウンセリング・サービス。

## ■十代の少年少女対象サービス

- ・ 家族ホーム (family group home)  
ティーンの子どものための短期のケア・プログラム。Children, Young Persons and their Family Agency との契約下にある。
- ・ 少年少女指導コース (youth skills)  
ティーンのグループのための生活スキルコース。
- ・ 治療センター (treatment centres)  
性的虐待被害少年のための治療センター。13、14 歳～16 才までを対象とし、サービスは2年間にわたる。

以上、多様なサービスを提供している。目下の問題点は、他の組織との連携、多文化化への対応である。とくに、さまざまなエスニック・グループごとのティーンエージャー・サービスを行っていく必要があるという。幼児教育に関しては、国立の幼稚園ほどのウェイティングリストはないということだったが、2歳児以下の施設が不足していると言う。

## 6 - 2 Naenae Family Day Care 訪問

コーディネーター：Alison Austin さん、Sandra Wilson さんよりヒアリング

コーディネーターは、保育者（Caregiver）と親とのマッチングを行う。

本ファミリー・デイ・ケアは、25 年前にはじめられた。サービスは、ナショナル・カリキュラム（Te Whariki）に従っている。同カリキュラムは 1996 年に導入され、実際に稼動してから 2 年くらいになる。

### 採用基準と保育条件

保育者（caregiver）はボランティアでサービスを提供する。保育者になる際には、コーディネーターの面接を受ける。採用基準は、ノン・スモーカー、家を囲むフェンスがあること、家の中に延長コードがない、はさみなどの危険物がない、片付いている、衛生的である、等といった細かい点に及ぶ。また読み書きが自由であることが望ましい。さらに、医者から精神的・身体的に良好であるとの証明書が必要。

保険はない。毎日親が迎えに来るときに、子どもに何かあった場合（転んだ等）には親に伝えることが義務づけられている。報酬は子ども一人一時間につき \$3.20。ボランティアとしての扱いなので、税金はかけられない。1 人の保育者につき、自分の子どもを含めて 6 才以上は 4 人、2 才以上は 2 人まで見ることができる。子ども 1 人に対し月 1 回視察が行なわれている。コーディネーターが予告なしに立ち寄ることもある。

### サービスについて

親と保育者のマッチングは、保育者、親、子どもの性格および利用時間をもとにアレンジされる。現在の保育料は、平日 \$3.00/時、土日 \$4.00/時、学童保育は \$3.60/時（予約制）、予約なしの保育は \$5.00/時（1 ドル約 50 円）。

とくに 2 歳児以下は、ウェイティング・リストがあるほど保育者が不足している。生前からリストに載せるケースもあるという。

## 6 - 3 幼児学習センター（Early learning centre）訪問

二箇所の幼児学習センターを訪問した。同センターも、ナショナル・カリキュラム（Te Whariki）に従っている。その発達プログラムには、読み書き、芸術、科学、音楽、算数、マオリ文化が含まれる。ファミリー・デイ・ケア同様、個々の子どもによってプログラムが組まれる。

(A) 所在地 : Lower Hutt

2-5才児を対象としている。子どもたちの母親の50%が専業主婦層であるという。子ども数は110人。午前と午後の総入れ替え制で、午前が27人。午前、午後ともにティータイムがあるが、食べなくてもよしとされている。そのほか、本を読む時間、ダンスの時間などがある。スタッフは1日4人で、フルタイムが2人、うちディプロマ3人、ディグリー2人、また大学生が2人いるという（小学校教師資格取得中1人、児童心理学と日本語専攻1人）。

スタッフは、子どもたちのレポート (profile) を1人ひとり作成し、親とやりとりする。親との直接的な交流はクリスマス時など、そのほか年1回の集会 (parents information briefing) が開かれる。

保育料は、午前または午後の3時間で\$10.50の固定制（国立幼稚園では3、4歳児は無償）。運営費は親からの保育料、政府およびBarnardosからの資金から賄われている。

(B) 所在地 : Petone

2-5歳児対象で、働く母親が多い。終日（8:30-9:00 から 3:00-5:00 まで）。子どもによっては朝ご飯もセンターにて食べる。ランチは園内のキッチンでつくられ、スタッフ1人が担当している。子ども数は36人、大人は6人で、大人1人に対し子ども7人の割合を保とうとしている。レギュラー・スタッフのうち、フルタイム4人、そのほか1、2人。

保育料は月\$115。親に対して、education evenings という集会を開くことがある。

近年ニュージーランドでは、幼児教育部門における「質」の向上をはかるべく、保育者等の資格化に動いているようである。2002年1月以降、幼児教育センターにて「責任を担うもの」および保育ネットワークのコーディネーターは、幼児教育教授資格 Diploma of Teaching (ECE)の基準を満たすことが求められることになるようである。

<資料一覽>

Family Day Care

Family Day Care -Fees-

Family Day Care -Rights and Responsibilities-

Te Whariki -Early Childhood Curriculum for Barnardos Family Day Care Caregivers-  
Childcare services

We're so glad you could help

Barnardos Annual Report (1999)

Briefing for the Incoming Minister of Education: Project Summaries (1999 Nov.)



## 7. ホームスクーリングの現実

中村浩子

### 7-1 はじめに

学齢期以前の子どもをもつ家庭（主に母親）に対する日本の子育て支援体制は、子育ての負担が集中しがちである母親たちに対する支援の意味も大きい。一方ニュージーランドでは、子どもが学齢期に達しても依然家庭で育てたいと考える親が 1990 年代に入り急増している。急増しているとは言え今日その数は全児童生徒数の約 1% ばかりであるが、こうしたホームスクーラーと呼ばれる親子は、現代社会における一つの家族のあり方を示しつつ、育児／教育の公的関与のあり方に一定の疑問を投げかけている。

ホームスクーリングは、ニュージーランドにおいて法的に認められている。教育省によっても、多様な教育形態のなかの一つとして位置づけられている。本節では、こうしたホームスクーリングをめぐる法的・制度的環境と、ホームスクーラーたちの学びの場の訪問、またホームスクーラーの環境整備のために運動を進めてきた H 団体幹部および親たちへのインタビューから、ニュージーランドにおけるホームスクールの現実について報告する。

### 7-2 ホームスクールをめぐる制度

ニュージーランドの親たちは、義務教育段階において、公立・私立の学校および通信制学校以外に、家庭での教育を選択肢としてもつ。1989 年教育法第 21 条「長期の在籍登録免除」により、義務教育段階（6-15 歳）において、親は学校在籍免除を教育大臣に対して申請することができる。免除申請は、「当人が少なくとも登録された学校においてと同じく規則的かつ適切に教授されることが確認された場合」に受理され、教育大臣より「免除証書」が出される。こうしたホームスクーラー家庭には手当金が支給される。

(年間、NZD 1 ≒ ¥50)

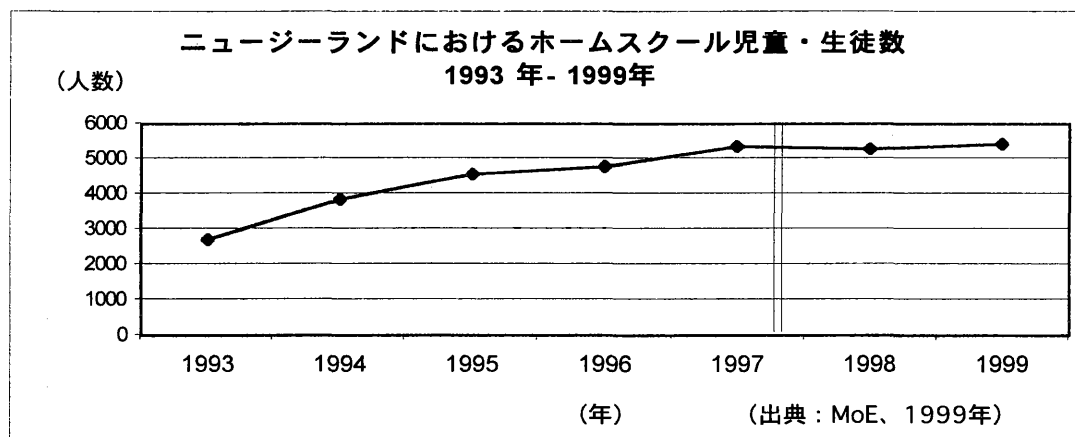
1 人目	2 人目	3 人目	4 人目以降
\$ 743	\$ 632	\$ 521	\$ 372

免除申請書には、カリキュラム、教材、学習環境、社会的環境、評価、タイム・テーブルといった項目が含まれなければならないが、申請にかかる時間は「通常 1～2 週間」である

いう<sup>9</sup>。しかし、すべての学校が従わなければならないナショナル・カリキュラムに従う義務はない。また、すべての公立学校が受ける ERO（教育審査局 Education Review Office）による審査をホームスクーラーも受けるが、あくまで審査はアカウンタビリティを目的としており、上記の項目についてチェックするかたちで行われ、教育方法や内容について指導をするものではない<sup>10</sup>。審査によって、教育法第 21 条に照らして満足できる状況にないという結果が出された場合、ERO 審査局長は教育大臣に対して免除証書撤回を勧告し、それによって教育大臣は免除を撤回することができる。1998 年には、1,581 人の子どもが審査を受け、うち ERO は 48 件の免除撤回勧告を行い、うち 11 件の「免除証書」が撤回されている（MoE、1999 年；H 団体、1999 年）。

### 7-3 ニュージーランドにおけるホームスクーラーの傾向

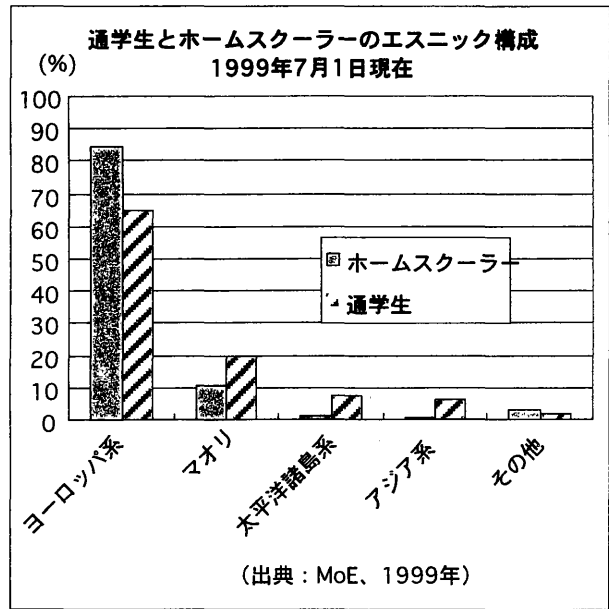
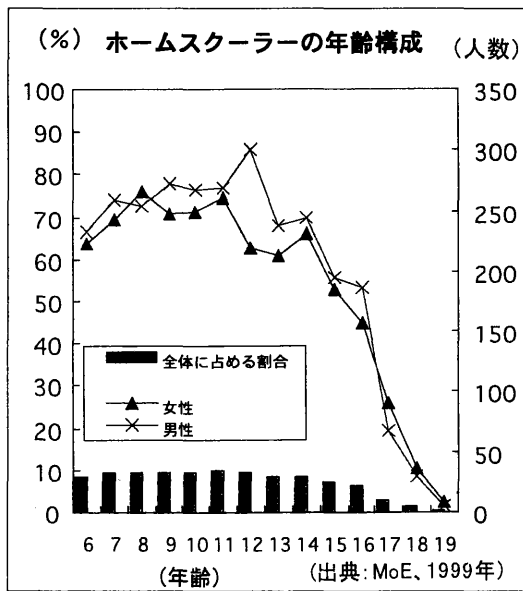
1999 年の統計によると、ホームスクーラーの数は 3,100 家族の 5,451 人（教育省統計）、後述する H 団体によると 7,000 人であり、初等・中等教育学校在籍者数の約 1% を構成している。ERO によると、ホームスクーラーは 1985 年には 206 人、その後 1990 年に 1,479 人から 1990 年代急増した（グラフ 1 参照）。



また、ホームスクーラーの年齢構成、エスニシティ構成は以下のようにになっている。

<sup>9</sup> インタビューより。

<sup>10</sup> ただし、ERO による審査は年間で全体の 2 割以下にとどまっており、そのため審査を全く受けないという家庭もあるという（インタビューより）。また、審査時には指導は行われないものの、審査官には元学校教師が多いことから、教育上の助言が行われることがあり、一部のホームスクーラーのあいだではそうした助言等が評価されているという（ERO、1998 年）。



上左図に見るように、ホームスクーラーは日本でいう小・中学生が中心で、16歳以降は相対的に少なくなっている（その理由については後述）。また、上右図はホームスクーラー全体に占める各エスニシティの割合と全通学生に占める割合を比較したものである。そこからは、ヨーロッパ系のホームスクーラーに占める割合の高さが読みとれる。

ERO (1998年)によれば、ホームスクールを行う理由は家庭によってさまざまであるが、大きく3つに分類できるという。一つは家族の価値観である。それには、家族の絆を強める、モンテソーリやシュタイナーといった特定の教育実践を行う、宗教的理由などがある。第二に、子どものウェル・ビーイングのため、すなわち、いじめやピア・プレッシャーなどといった問題、病気、学習障害、英語力、問題行動、自尊心に欠けている、ニュージーランドに来て間もないなどといった理由が含まれる。最後に、家族/学校環境があげられている。ここには、家族の移転が多い、遠距離や定員に達しているなどの理由から近くの学校に行けない、浮き/落ちこぼれの対応が学校でなされていない、長期にわたり登校できないときがある、などが含まれている。

#### 7-4 H 団体 インタビュー/観察調査から

H 団体は、オークランドを活動拠点においている。1983年の設立当時は全国に80人ほどのホームスクーラーしかおらず、制度的環境も厳しく人々の偏見も強く、親たちへのサポート・ネットワークも皆無に等しかった。こうした状況のなかで、当初はホームスクーラーに対する全面的支援を目的とし、多くの資料、キャンプ、カンファレンス、講演者を用意していた。しかしその後、同団体以外のサポート・グループが生まれ、その数は非常に小規模なものも含めて100以上に上るほどになったため、今日団体の活動は法律や政策



に関わるものが中心となっている。現在の主な活動は、①ホームスクーラーの権利が（ERO 審査などによって）脅かされた場合の弁護、②国会、政府、教育省、ERO、その他の政府機関に対する陳情<sup>11</sup>、③ホームスクールの権利に関する会員への助言、である。こうした活動内容から、入会時に会員はホームスクールを合法的に行っている／行う用意があることが確認される。以下では、H 団体の協力を得て行った調査から垣間見られるホームスクールの現実である。

### 調査日程

- ① 幹部 A 氏インタビュー（本職のオフィスにて） 3月13日(月) 10時～12時
- ② ある幹部の妻でホームスクーラーの母、インタビュー（自宅訪問後、付近の喫茶店にて）  
3月13日(月) 14～15時半
- ③ 同協会の専属カウンセラー（元ホームスクーラーの母）が自宅を週4日開放  
クラス見学、カウンセラーと元幹部、母親一人、子どもたち 3月14日(火)10～14時15分

### ① 幹部 A 氏インタビュー

以下のデータはすべて録音したインタビューからの抜粋である。

### ホームスクーリングをする理由

主として宗教的理由からホームスクールをするホームスクーラーがいます。多くの人々は教育的理由から行ってます。と言うのは、基礎的なアカデミックな教授は、学校に行かせるよりホームスクールからの方がずっといい結果が出ると感じてるからです。他には、満足の行く家族生活には、ホームスクールがずっとよいと考える人々がいます。それから、全体的に子どもの社会的・精神的発達のためだったりします。

Q. 特定の宗教団体というのはありますか？

---

<sup>11</sup>H団体が自らの功績として挙げるものには、①義務教育を免除する認可主体を、かつてのように地域の校長ではなく教育省官僚とすること、②ナショナル・カリキュラムに従う義務の免除、③週25時間以上の学習プログラムという当初の教育省による要件の撤回、などがある。このうち後二者に関しては現在でも、ナショナル・カリキュラムの適用を求める声が政策担当者のあいだに聞かれたり、非構造的学習計画は受理が難しい、といった状況がある（H団体、1999年；N団体ホームページより）。しかし認可主体の変更に関しては、教育行政機構の改革が同団体の要求を受け入れるのに有利な環境をつくったと考えられる。

A. ありますが...私は個人的に近しいわけではなく、私たちは宗教的立場をもっていないので、そういった団体と関わってはいません。ただ、[団体の]多くのメンバーはとても宗教的な人々です。例えば、学校でのカリキュラムのある側面では、進化論を教えたり、科学を教えたり、人間の発達とか価値などを教えたりすることを好まないのです。

### 恐れるより易し、望むより難し - ホームスクーラーの生活

子どもが学校がいやだからと言って、ホームスクールするのがいいと簡単に思ってしまうひとがいるけれど、それは問題です。...去年も...教育省が...これはオフィシャルなポリシーではなくて、そういうことがあるってということだけれど、親にホームスクールするようにアドバイスすることがある、それが唯一の選択だって。...私たちが強く感じているのは、必要なコミットメントを理解して、子どもの教育に対する責任を喜んでとろうとはじめて、ホームスクールをすべきだということです。...わたしが理解するに、子どもが学校で問題を起こし始めたり、学校に行かなかったり、学校に行くことを拒んだりしていると、教育省の怠学係 (truant officer) が...関わって、ホームスクールをすることになる子どもがいる。...私たちは(そういうひとたちに)電話をくれるように、ホームスクールについて話すように呼びかけているし、とても大きなコミットメントであることを伝えるようにしている。すばらしい結果を得られるけれど、それをポジティブなこととして見なければならぬ、それが簡単なみちのように思ってそのままやるべきではないんです。

私たちの見方っていうのは、『恐れるより易し、望むより難し』なんです(笑)。っていうのは、ほぼあらゆるときに自分の子どもたちと一緒にだし...これは個人的な見解ですが、ホームスクールの子どもたちは学校に行っている子どもたちよりもずっとハッピーだということ。[学校に行っている子どもたち]のようなストレスがないからね。...ある意味ではずっと(親にとって)つらいことかもしれないけれど、って言うのは、...ホームスクーラーの(親)友達とそうじゃない友達とでは、全然違うから。ホームスクールをしていると、実際それが生活のほとんどを占めることになる、子どもたちが生活の大半を占めることになる、ホームスクールをしているとほかにいろんなことができるから。

Q. 負担が母親に集中するということはないでしょうか。

A. 多くは母親に行きます。

Q. ということは、ワーキング・マザーではない?

A. ほとんどは違う...家でパートタイムでなにかビジネスとかをやっているというひとが数人いるけれど、ふつうは母親ですね。でも、ホームスクーラーとして成功するためには、夫かパートナーが彼/彼女のライフスタイルとか職業をホームスクールが確実に成功する

ように調整しなければならない。と言うのは、わたしが知るなかには、ホームスクールというしごとが確実に成功するように、とても大きな決断、ビジネス上の決断をした人々がいるのです。負担に関しては、スタンダードをどこに設定するかということだと思います。もしスタンダードが、学校、制度的学校よりもよい教育を与えるという法的スタンダードであるなら、それはとても大きな負担というわけではありません...とても易しいことです。でもホームスクーリングを最大限に利用して、子どもにとって最善のことは、とすれば、それはとても大変なことです。

Q. ホームスクーリングをしないようにアドバイスをしたことはありますか？

A. いえ...はじめるようにとか辞めるようにとかアドバイスすることはありません。長所短所とどんなことが関わってくるかを伝えて、でももちろん、その人が充分準備ができていなかったり、きちんとした方向で考えていなかったりすると感じた場合は、問題点を強調します。...かつて、電話をかけてきた人がいて、唖然としたことがあるんです。彼女は自分のビジネスをやりながらホームスクールをしようとしたんですが、毎日そのビジネスの場に行かなければならなくて、週 60 時間働いてたんです。わたしは、「ホームスクールでは、子どもを教えなければなりません...」(笑)。「どうやっていくつもりですか...」。

### 学校化社会とホームスクーラー

A. 基本的なアカデミックな教科、例えば、国語とか文法なんかでさえも、ニュージーランドの学校では教えられなくなってしまいました...

Q. 最近ですか？ 最近の教育改革のためでしょうか？

A. 近年のナショナル・カリキュラムの変化からだと思います。ニュージーランドの学校にわたしが行っていたときには、まだある程度の文法などを教えていました。でも[今は]、子どもたちは実際に文法を学んでいないです。

学ぶ意欲がある子どもをもったとき、国家の公立学校...公立システムばかりではなくて私立学校も、だいたいあまりちゃんと対応してはくれません。アカデミックな教科に関しては...学校制度は、異質なひとは誰でも、ギフテッドであれなにかにおいて遅れていたり、社会的[スキル]に遅れていたりすれば、学校は恐らくきびしいところになると思います。明らかにギフテッドの子どもたちにとっては学校で退屈してしまうし、遅い子どもたちは面倒を見てもらえなくなる。...私たちの考えは、学校制度はだいたい平均にいる子どもたちにとってふさわしいものであるということです。

ひとつ言われていることは、この一世代のあいだに、[異なる]背景の子どもたちが断然増え

て、明らかにエスニック・ミキシングがさらに見られる・・・恐らくは、それは子どもたちにとって...社会的環境が断然複雑で、状況がよりきびしくなっていることを意味しているのだと思います。

Q. これまでのホームスクーラーで、就く仕事とか[大学等で]とるコースなどになにか傾向はありますか？

A. いや...とくに傾向は見られないです。でも、ニュージーランドではある非常に大きな問題があります。...それは、資格制度です...試験、学校修了書 (school certificate)、大学入学資格 (university entrance)、授業料免除資格 (bursary) ...こういったものは、連続的であるものが多くて、大学に行くためには通らなければならない...。資格認定機構 (Qualifications Authority) は、試験を受けるには学校でやらなければならないと言っていますが、学校は資金を受けていない。...だから、非常に問題で、年長の子どもが、アカデミックというか、大学に行きたい場合、100%ホームスクールでやり続けるのはとても難しいんです。だから、よくあるのは、最後の一年か二年中等学校に行って授業料免除資格(bursary)をとったり、パートタイムの中等学校に行ったりすることもあります。それで、公式には中等学校に在籍していて、ホームスクールをやっている...というのをよく聞くようになってきました。

Q. 直接結びつけるわけではありませんが、ニュージーランドでも、どこに国でも、あまりに狭い世界にいることから、最近幼児虐待や高齢者虐待が起こっていたりしています。母親と子ども、あるいは娘で一日中家にいて、近すぎる関係になってしまって...

A. ええ。...わたしたちはそういうことにはあまり出会ってません。と言うか、国連子どもの権利条約のなかには、確かに、言葉は忘れましたが、子どもたちが良い市民に触れること、などが言われています。...私たちはそういうことに会ってませんが、一つ言えることは、...メンバーや全国評議会のメンバーには、宗教的なひとびとが少数ながらもいます。でも、非常に閉鎖的である宗教的な人たちは、私たちのメンバーではないです。と言うのは、私たちは子どもの権利条約を強調していますが、子どもの権利条約は邪悪であると言う人びともいますからね (笑)。だから、そういうホームスクーラーも一部にいます。

ただ、少し微妙な問題があります。それは、子どもたちにとって多くの社会構造は、とくに、幼い子どもたちはそうでもないでしょうがプリ・ティーンやティーンにとっては、学校を中心にして組織されていて、スポーツ、キャンプなどのように。例えば、私の子どもたちはスカウトに入っていますが、...スカウト運動はいまはニュージーランドではかなり衰退してきています、というのは、学校がキャンプなどをやっているからです。私が子どもだった頃は、学校はキャンプなどをやっていなかったのだから、スカウトなどに入っていま

した。ですから、非常に問題です。

年長のホームスクーラーのなかには、学校に戻る子どもたちがいます。社会的な理由から学校に戻りたがるのです、学校が嫌いであっても（笑）。彼ら彼女らにとって学校に戻ることはきついことで、教育のためにも良くないことだとわかってはいるのですが...

全てのホームスクーラーに関してひとつわたしが気づいたことは、ホームスクールの子どもたちは異なる年齢の子どもたちや大人たちと素晴らしいほどに交わります。制度的学校の子どもたちには決して見られないことです。一方で、ホームスクーラーの子どもたちはピア・グループの方ではなく...異なる年齢の友達を持つとうとして、自分の年齢の友達を持たない傾向にあります。[一般に]ティーンエージのときには、その年齢でやることっていうものをもっていますから...[それらに触れる機会を失うことになる]。

公立学校がそれぞれ学区をもっていたとき、校長先生は...学区内のすべての家族のことを考えてました。でも学区はずいぶん解体してきたけれど、...地方によっては、学校数が減少していて、学校の在籍者数が減少しているところでは、ホームスクールをしている家族が学校に来ることは重要でした...だから、最近あまり見られなくなりましたが、でもとくに地方の校長先生が、子どもたちがホームスクールをちゃんとしていないと不満を言うのです。でも最近あまりなくなってきて、都市部でも少ないです。

### ホームスクーラーの自立性と支援体制

私たちは政府に対して、ホームスクーラーには非常に限られたリソースしかないということを理解するようにプッシュしてきましたけど、運良く新政権はとても理解を示してくれているので、なにかやってくれると期待しています。例えば、ホームスクーラーの親が理科の教え方を知りたいと思っても、なにも施設もないし、国家は助けてくれません。なにもリソースがないんです。ある面では、ホームスクールをするには自立して、リソースを豊富に持っていなければなりません、一定のなにかがあれば好ましいですね。

Q. ホームスクールをしている家族は、外部からどういう支援を必要としているのでしょうか。...サポートグループはどのような活動をしているのでしょうか。

A. 恐らく国内には 100 以上のサポート・グループがあります。とても小さなものもありますが、さまざまで、子どもたちがみんなで社会的な付き合いをもったり、親たちが会って情報交換をしたりするグループから、非常に組織化されたものもあって、スポーツとか文化的な活動を組織したり、ときには教育的なものも組織したり。でもとても気をつけな

ければならないのは、教育的な素材を組織すると、学校になりうるのもあって、登録されることになる。だから、組織化が強度にされているサポートグループは、あまりそれが行き過ぎないように注意すべきです...一度学校になると、いろんな種類の規制をしなければならなくなりますから。

何が必要かという質問に戻ると、わたしたちが感じていることの一つに、現在ニュージーランドではたくさんのインフォーマルなアドバイスがとくにインターネット上であったり、地方によっては話しができる他のホームスクーラーがいたりするかもしれませんが、良質の、プロフェッショナルなアドバイスはほんとうに不足しています。

C氏(③にて後述)は、プロフェッショナルなアドバイスを得られる唯一の人とわたしたちは考えています。わたしが知ってる多くのホームスクーラーたちが、一年に1回か2回、検診を受けるようにして彼女のところに行くんです。ホームスクーラーの多くは、稼ぎ手一つ諦めているのであまりお金を持っていないですし、子どもたちと多くの時間を過ごすので、必要なプロフェッショナルなアドバイスを受けるための[お金と時間を]費やさないことが多いんです。

### ホームスクールと政治

Q. 政府になにかしてほしいと考えたりはしませんか？

A. 数年前に話し合ったことがあります...実際問題になるのは、資金的援助はしてほしいけれど、そのプロセスがいやなんです(笑)。と言うのはもちろん、国家からの自由はとても重要ですし...

Q. ホームスクールはもっと多くの人びとに広げられるべきだと思いますか？

A. ...家族の選択だと考えています。経済的には、子どもたちは学校に送った方がずっと簡単です。政府の政策には二つ問題があります。一つは、子どもは学校に送るというバイアスをもつ政府の財政的支援のあり方です。二つ目は、実際、法律における問題です。と言うのは、ニュージーランドでは...国連子どもの権利条約に批准してはいますが、ニュージーランドの法律の適用のされ方というのは、国内の法令に実際に組み込まれない限り、施行されないのです。だから、裁判所に行って条約を実効させていないといって政府を訴えることはできないんです...なので、それが意味しているのは、わたしたちの法律には実際、子どもの教育について述べられているところがないんです。子どもが学校に行って、親が子どもを学校に送ってちゃんとした教育を受けられなかったら、それはお気の毒様、どうしようもない、といった具合に。だから私が懸念しているのは、政府にも[教育]大臣にも言

ってるのですが、思想的理由からも経済的理由からも、社会が動いているのはより多くの選択の方向であるけれども、法的な枠組みは何もない。...いろんなことを自由化して、政府の統制から離れるには、適切な法的枠組みを持たなければなりません、ニュージーランドにはそれが無い。わたしは非常に慎重、自由化を前進させることにはとても慎重です、法的枠組みができるまでは。

でも[法的枠組みをもつことは]易しいことではありません。教育省は報告書を出したんですけど、多分初めて、教育法の改正について取り上げていて、一つの提案が、法律に子どもと親の権利を盛り込むことだったんです。教育省は弁護士たちと言い合いしたようです...教育省は、誰にも、よい教育を提供していないからと言って政府を訴えるような権利を持ってほしくない、だからそういう抵抗がまずあります。でも、もし政府が、「訴えられても構わない」と言って、この問題を真剣に取り上げようとして、一般の親たちが子どもの教育を怠ったとして訴えられるようなことになったら、それはもっとずっと大きなことです。今日私たちは、実行できる権利を子どもたちが持っていると考えられるようになることには程遠い状況です。

Q. 政府から支給される手当金は...充分とは言えませんよね...

A. まあ、ひとは自分で稼ぐお金がいくらであってもそれでもって子どもたちに費やすわけですから...もしわたしの妻が週に新たに 1000 ドル使えるとしたら、とても喜んで本とか CD-ROM とかにつかうと思います (笑)。だから、「充分」という概念は結構むずかしいですね。多分重要なのは、いつも政府に明確に言っていることは、子どもたちが利用できるリソース、家族の経済的立場は、子どもを公立の学校に送っている方がずっと有利だということです。...本とか CD-ROM とかにもっとお金をかけられたとしても、それに越したことはないでしょうが、どれくらいそれがベターなのかは、わかりませんよね (笑)。

Q. 在籍免除証書やシステムに関して、ご意見はありますか？

A. ...システムはいまうまくいってるし...妥当なシステムだし。奇妙ではあるけれど...と言うのは、最終的には法律が国連子どもの権利条約の原則に戻るべきだと思ってますから。ただそれまで、悪くはないし、実際、問題はないです。

Q. 在籍免除申請をしないひとがいるのは何故でしょう？

A. ...なぜ違法にホームスクールをしているかってこと？ 一部には、国家のやることではないといった強い立場をもったひとがいます。家族こそが法律の上にあるべきだという。...そこまで手が回ってないひともあるだろうし (笑)。と言うのは結構あって、最初の子どもに免除証書ももらっていてホームスクールがうまくいっていて、...面倒くさくなってし

まって...という人々が多少いると思います。

うわべでは、リベラルな政党っていうのは、ACT という非常にリベラルな政党がいますけど、国家からあらゆることを離れさせようとするから、ホームスクーリングに最も好意的かと思うかもしれない...その一方で社会主義的な政党は、思想的に国家介入とか、教員組合とかの方を向いてるから、そうではないと思うかもしれない...けれど、そういうふうにはなっていない...労働党や同盟 (Alliance) は、「子どもの権利」についての話しを理解する。実際に感じとるし、彼らには意味するものがある...でも一方で、保守的な政党は、「子どもの権利」について話しても、宙に向かって話してるようで、興味深い概念ではあっても、彼らにはあまり意味を持たない...概して、保守的な政党は経済的バイアスが強く、社会主義的政党は人権の方に強い。

Q. ナショナル・アイデンティティについてお伺いします。ニュージーランドでは、ホームスクーラーがナショナル・カリキュラムに従わなくてもよいということに興味を覚えます...

A. ナショナル・カリキュラムは...主要な部分はとても曖昧なものです。算数や理科などはそれなりに詳しいですが、国語などは...教師が、ほとんどどうとでもすることができると言っているのを聞いたことがあります。アメリカでは、...もちろんナショナル・アイデンティティについて強い理想があるわけですけど、最近ホームスクールについて書かれた多くのものが、「善良なる市民」といったことについて扱ってます。そういうことはニュージーランドではあまりないです、人々はあまりナショナル・アイデンティティについて考えたり話したりしないです。とても若い国ですから。

Q. 社会や歴史はどうでしょう？

A. わたしが高校に行っていたとき少しニュージーランドの歴史はやりましたけど、ほとんどはイギリスの歴史だったし、もちろん今はもっとニュージーランドの歴史をやっているでしょうけど、ニュージーランダーはあまりナショナル・アイデンティティについて話さないですね。

## ② 元幹部の妻インタビュー

以下のデータはすべて録音したインタビューからの抜粋である。

### ホームスクールをはじめた経緯

Q. ホームスクールを決断する経緯を教えてくださいませんか？

A. 私たちがホームスクールをするよう提案した最初のひとは、わたしの母でした。彼女は



いまはもう退職していますが、そのときは中等学校の理科の教師で、女子高校の校長をしていました。そして、息子がだいたい2歳だったと思います...提案してくれたんです。理由はいくつかあって、一つは、ニュージーランドの学校で起こっていたことに満足していなかったこと。水準が落ちて、子どもたちはかつてほど学ばなくなっていて、...13歳で中等学校に入ってくる女の子たちが、ちゃんと読み書きできなくても、そのままフォローされることもなくいるのを見ていたので。だから、その問題がまずあって。それから、息子は読み書きをとてつても幼い頃から、たった2歳のときにはじめてたので、それはちょっとふつうではなかったの...それに、事実上自分で学んだんです...と言うか、わたしはべつに教えようとしていなかった、と言っておきましょう。だから、心配だったのは、息子はなにか興味がある[ことからさえぎられると]ほんとうにやる気をそがれてしまうのです。だから、5歳で...学校に行き始めても、基礎学力に関しては他のほとんどのこどもたちからはかなり先を行っていて、完全に飽きてしまってやる気を失ってしまうのではないかと。だから、ホームスクールを考え始めました。

そしてホームスクーリングについて読めば読むほど、どんな子を持っているかには関係なく、素晴らしいことなんだと思いました、もしできるのであれば、ですけど...だって、教えたことをちゃんと教えられるし、子どもにとって価値あることを、学習スタイルに合わせて、自分で自分の子どもに教えることができる、...だって子どもはみんな違った学び方をしますからね。それに個人指導ができて、...小学校の低学年では多くの時間が集団コントロール(crowd control)にさかれてしまっていて、ただコントロールしようとしていて、子どもたちを同時にになにかさせようとする。学校では無駄な時間がたくさんあって、だからホームスクールをしよう決めました。少なくとも低学年のうちは。

### 社会とのつながりとサポート・グループ

Q. お子さんはなにかクラブにはいっていますか？

A. 息子は「カップス」というスカウトに入っています。...娘もその女の子バージョンに行ってます。たしか、「パペンズ」というもので。どっちも他のたくさんの子どもたちといっしょに運動をするんです。それから私たちはホームスクールのサポート・グループに属しています。...週一回会っています。これは社会との関係でとても大切なもので...とてもよい友達がいます。それから息子はいくつか教室に通ってます。

Q. ホームスクールのサポート・グループでは、どれくらいの子どもと家族が属しているのでしょうか？

A. さまざまです。始終ひとが入り出したり、いなくなったりしてますから。20家族いて、

だいたい 40 人くらいの子どもたちが全部でいますが、誰もが毎週行くわけではありません。

Q. どういうところで会うのですか？

A. 地域のプレイ・センターで会うんです。子どもたちにとっての社会的交流の時間、という感じです。同じ小屋のなかでアウトドアの遊具で遊んで。フォーマルなことといえば、ショー&テルというのをやるくらいです。子どもたちがみんな丸くなって座って何かを持ってきて...ってというのが大好きなんです。でもそれ以外は単なる社会的交流の時間です。だから、なにかを教えようという場ではないのです、それは家でやっていますから。ときには、面白そうなところに出かけていったりもします。去年はプラネタリウムに何度か行きました。...子どもたちがいろんなことを学べるので。ときには、なにか催されているときには博物館に行ったり。

Q. どれくらいの年齢の子どもたちがいるのですか？

A. いまは、生まれたばかりの子どもから 10、11 歳くらいまで。でもほとんどの子どもは 5、6、7 歳です。去年、というかこの数ヶ月間、幼い子どもたちが新しく入ってきました。

[サポートグループは]ホームスクーラーにとって非常に重要です。他のホームスクーラーの親に会ったり何がうまく行ってなかがうまく行かなかったかを話すことで多くを得ることができます。みんな少しずつ違うやり方でやっているの、とても多くを学べます。それで、何が自分にとってうまく行くか、行かないかについて勘を得ることができますから。それに、どういう資料を使っているかとか、何がいいとか。そういうアイデアをたくさんもらえます。

### 学校教育への不満はどこに？

Q. 学校への不満は主にどういうところに根ざしているのでしょうか？

A. まず、水準が低くなったと多くの人が思っています。子どもたちが一定の段階で知ることとはかつてより少なくなっています。...ある記事で、読解力に問題がある子どもたちをターゲットにしたプログラムがあるんですけど、...数年前、全体の 25%の子どもが該当していたんです。私にとっては、それはもうとてもひどいことで、中等学校の子どもたちの 4 分の 1 が、なにかで落第している、グレードをもらっていない、そんなことを子どもたちにするなんてひどすぎます。...それに、ニュージーランドは読みや数学でかつては国際的にとても高い位置にいたんです、でもずっと落ちつづけていて、ほかの国みんなに追い越されています。

たくさんの方が学校でのいじめについて心配しています。これはほんとに問題になっています。

て、一部の人にとっては、これはホームスクールをしないととても大きな理由になってます。子どもたちが...学校でいじめにあって、学校はそれについて十分なことをしないから、[学校には]行かせないのです。

### ホームスクールを辞める理由

Q. ホームスクールを辞める、諦めるひともいると聞きますが、その理由はどんなものでしょうか？

A. たくさんいろんな理由があります。一つには、経済的にきつすぎると、...監督手当金は第一子で 800 ドル以下、補助はそれだけです。もちろん、ホームスクールをやる親の稼ぎ分が放棄されているわけですから、これはとても大きなコストです。それから、結婚が破局になってしまうひともいます。ホームスクールをやっている親が、それを続ける余裕がなくなるわけです。

それから、あまりに大変で諦めるひともいます。時間とエネルギー、その他全部の大きなコミットメントが要求されますから。

もう一つの理由は、わたしの友達にそういう人がいるんですけど、二人むすめがいて、ホームスクールを続けたかったんですけど、娘さんたちはどちらも学校に行きたがったんです。大きな理由は、13 歳の方は、ティーンエージの段階に入りつつあって、同年代の仲間 (peer) の存在が大事になってきて、ホームスクールで得られること以上に社会的な付き合いを渴望するようになったんです。だから、その子どもも、妹さんも、去年学校に行きはじめたんです、とてもうまくいっているみたいですよ。

それから...私たちは子どもたちをどれくらいホームスクールするかわかりませんが、ある段階では、恐らく中等学校の年には[学校に]行かせると思います。これもよく選択されることで、子どもを 14、15、16 歳あたりで[学校に]送るんです。公立制度とかいろいろなものの最後の数年を、大学への準備として経験できますから。

私の友達で、息子さんをホームスクールをしようと思っていたひがいるんですけど、ホームスクールは実際息子さんにとってとても理想的で、というのは、彼はとっても賢いほうやなんだけど、学校ではまったく退屈してしまっていて、他の子どもたちとは違う学び方をする子で、学校では多くを得ていなかったんです。でも彼女はひとり親で、彼女がホームスクールをするということは、自分のキャリアを追及することができないことを意味していて、それから、息子さんとの関係があまりに濃くなってしまっていて、始終二人だ

けだったので、うまく行かなかったんです。...なので彼女は諦めました。...関係がすこし息苦しくなってくる状況になると、ホームスクールは終わる傾向にあると思います。続けることができなくなるのです。

### ホームスクーラーの多様性

Q. ホームスクールをしている親御さんたちの多くはお子さんが大学に行くことを期待しているのでしょうか？

A. 必ずしもそうではないと思います。ホームスクールをする理由は人によってさまざまですから。ホームスクーラーのある大きなグループは、とても口語的な英語をしゃべって、あまりレスpektされないような...オルタナティブ・ライフスタイルと呼んでるんですけど、かつてはヒッピーと呼ばれていたひとたちですけど。だから、そういう人たちは、必ずしも大学が、子どもが順応すべきところとは見ていないと思います。...そういう人たちは、幅あるホームスクールのなかでも、アン・スクーリングの方について。

ホームスクールにはほんとうにさまざまなやり方があります。非常に構造化されたやり方でやる人もいますし、ほとんどの人はだいたい中間ですけど、もう一方にはアン・スクーラーがいて、カリキュラムも、教科書もなにもなくやって、でも子どもの興味を方向付けていくという、...わたしは、個人的にはそれはホームスクールをやるのにとっても大変な方法だと思いますけど、ほんとうにうまくやれば、それは恐らく持ちうる最も効果的な教育形態なんだと思います、でも、教育では全くなくなるということにもなりやすいとも思いますけど。

Q. 直接結びつけるわけではありませんが、小さな家族のなかで子ども虐待や高齢者虐待などの問題がありますが...

A. それはホームスクール一般の問題ではないと思います。そうね、たまにホームスクールに関するとても原理的な問題について考えさせられます...非常に強い宗教的見解を持っている人々がいて、そういった強い宗教的見方をもっているという理由からのみホームスクールをしている人々がいます。子どもに学校に行って他の子どもたちと交わることを望まないで、家族のなかで非常に閉鎖的ななかにおいておこうとするのです。そういう状況では虐待...精神的虐待の可能性があると思います。でもそれは、ホームスクールの問題ではないと思います。それは、親たちがもつ狭い見方の問題です。わたしが知るホームスクーラーの大半はとてもオープンで。

### ナショナル・アイデンティティと教育

Q. ホームスクーラーはナショナル・アイデンティティに従わなくてもよいということは、ナショナル・アイデンティティが育まれないという考えについては、どうでしょうか。

A. ...ホームスクーラーはナショナル・アイデンティティを解体してしまうってこと？ まず、ナショナル・アイデンティティはニュージーランドでは大きな問題ではないと思います。それについてひとびとが語るというのはあまり聞かれません。それに、ホームスクールとの関連でなにか問題にされているもの聞いたことがありません。ニュージーランドの多くの、まあ典型的なナショナル・アイデンティティはスポーツとかから得ているので...オールド・ブラック、アメリカズ・カップとか...それで、そういうのは学校とは全く関係のないことです。国内のだれもがそういうことを知っています。そんなことはとくに...思うに社会とかは、学校で、ナショナル・アイデンティティを強化するんでしょうけど。私はちょっとそれはここで問題になってるとは思わないです。

### ホームスクーリングと母親

Q. ホームスクールでは、負担が母親に集中するという事はないでしょうか？

A. それは、ホームスクーリングのとっても大きな問題です。...それは、ホームスクールをする家族みんなが考えなければならないことだと思います。そして、もし初期の段階で考えておかないと、あとで考えることになります。...[私たちより]早い時期にホームスクールをした人で、シングルの親がサバイブしたケースはないそうです。ね。だからプレッシャーはとても大きなものになりがちなのです。それから、母親のアイデンティティが、単にホームスクールをしているということに浸されるというおおきな危険性があります。それで、自分の生活をもたなくなることもありえます、自分のアイデンティティのすべてが子どもたちとか、子どもたちがやっていることに媒介されてしまっ

### 教育方法

Q. 教材はどういうものをお使いですか

A. 決まったカリキュラムをもっているわけではないです。それぞれの科目で自前でやっています。算数、文法、ハンド・ライティング、スペリング、読解には特定の本を使っています。基本的な読み物としての本ももっています。

Q. ニュージーランドで出版されたものですか？

A. 一部はイギリスやアメリカのものですけど、数学とかは...いまは娘はオーストラリアのものを使っていたり、息子はニュージーランドのカリキュラムに沿ったニュージーランドの本をやっています。いい教材を得ることはとても簡単です。

Q. [申請書の作成は]大変そうですが...一度限りなんでしたっけ？

A. そうなんです、それで終わり。ばかげてますよね。だって、ほんとうに、...息子が6歳になったときに申請したわけですけど、それはわたしがそのときやろうと思っていたことで。別に何も変えなくていいんです。彼が16歳になるまで...申請したりとかなにもしなくていいんです。...いまだって、これ(申請書の内容)とはずいぶん違ってます、ずっと構造化されててフォーマルなものになってますから。

### ③ クラス見学

H団体の専属カウンセラーC氏が自宅にて開いているクラスを見学。

(1) 1才～13才(多少のずれはあるが)で9人(男6人、女3人)。国語(English)のクラス。先生は大学院生。

(2) 13才～15才(これも正確かどうかあやしい)。5人(男2人、女3人)。社会の授業。教師は教職経験は無いが、資格を持つ母親で、自分の子ども2人は学校に行っている。

子どもたちがコの字型に座っていて、先生が白板の前において、先生主導でクラスが進められる。小人数のクラスであるというだけで、学校の授業と何ら変わらないように見えた。子ども達は全て板書する者、ところどころうつす者、全くとらない者まで様々。教師の問いかけに子ども達がランダムに自発的に答えて行く。教師は特定の子どもの指して答えさせることは無い。良く答える子、終始黙っている子までさまざま。カウンセラーのC氏によると、「ここに来ている子ども達の多くは学校に行った経験を持っている」という。それ自体、ホームスクールが「セカンド・チョイス」である可能性を示唆していると言える。①、②でのインタビューに比較して、C氏はホームスクーリングを正当化する説明が多く聞かれた。これはC氏自身がホームスクールをしていた1980年代にはそのような説得が必要とされる場面が多かったためかもしれない。また、子どもたちに筆者が紹介されたとき、筆者が「みなさんの生活(life)を聞きたい」と言ったところ、その後に「ホームスクーラーはとくに変わった人たちじゃないの。そんな、lifeなんて言うほど違うわけではないの」とたしなめられたことから、自らのイメージにセンシティブになっている様子が窺えた。

学校の「施設(institution)」としての性格は、H団体による報告書においても、ホームスクーリングを区別するものとして暗に批判されている。C氏によれば、「施設(institution)」としての学校では、子どもたちは「表面的な付き合い」しか得ることができない。しかし、「子どもたちは、愛情を必要としているの。それは親だけが与えられるも

のでしょ。(学校の)先生からは絶対もらえないわよ。学校には先生1人に子どもが50人とかいるんだもの」。学校が望ましくない理由は、教師との関係のみにあるのではない。「学校行っていると、12才、13才からボーイフレンドだ、ガールフレンドだって。そういうことわたしたち(親たち)は望んでないから。そういうピア・プレッシャーが無い子ども時代は長い方がいいと思っているの(longer childhood)」。いじめ問題なども見られるというなか、学校での仲間による“悪影響”を懸念しているようであるが、子ども時代を長くとることを望みつつも、同席していた元幹部のD氏によれば、「ホームスクーラーは大体人との付き合い方において、成熟しているわよね(mature)。いろんな年齢の人たちと付き合い合うからね」。またC氏も、「だから、一方で子ども時代は長いんだけど、社会的スキルに関しては、成熟してるわね」というように、異年齢交流から促される「成熟」が強調された。

またホームスクールの利点について、C氏は現在大学に進学している息子を例に、次のように語った。

この間、息子に初めてhomeschoolしたことで何が違うか聞いたの。そしたら、まず、『考えることをすぐ止めない』って。こう考えたら、それはなんでだろう、じゃあそれはどうだと、どんどん考えるって。それから、『人との付き合いに構えない(I don't protect the relationships)』って。他の学生たちは、人と付き合いすることを恐がっているって。『こんなこと言ったらあの人はいこう言うんじゃないか』とか、『人と合わせなきゃいけないんじゃないか』とかって。

ホームスクーリングを正当化することに関して、C氏は自信に満ち溢れているように見えた。

Q. 話を聞いていると、あなた(C氏)はとても自信があるように聞こえるし、ホームスクールをするためには、親たち、特に母親が子どものニーズがどこにあるのかについて自信がなければならぬようですね。

C氏. いいえ...よく、あなたたちはいいわよね、自信があつて、と言われるけれど、そんなことはないわ。自信はついてくるものなのよ。どうやったらよいか学んで行くの。忍耐もついてくるものなの。[D氏]だって、始めはほんとうにわからなかったのよ。ね? 図書館に行って、いろんな調査報告を見て、たくさん本を読んで...。親に必要なのは高校の教育程度。あとは『信念』よ。

こうしたC氏の「信念」には、“反学校”的姿勢が強く貫かれているようであった。ホームスクーラーのなかには、ある年の学校での担任教師と合わないといった「単純な理由」か

ら 1 年間などの短期間のみホームスクールを行うケースもあるという (D 氏) が、C 氏のなかにおいて、ホームスクールと学校とは対立的関係に位置付けられているように聞こえた。

ERO で審査に来る人たちは、その人たち自身が母親で、もと小学校の先生の人たちなのよね。で、彼女たちも他の母親たちも、私たちホームスクーラーを脅威に感じているのね (threatened)。だって、自分たちが教えている (た) 学校に自信がないから。自分たちを上回れるのが恐いのね。彼女たちにはホームスクールの経験がないのに、私たちを審査することなんてできないわよ。

②でも聞かれたように、ホームスクーラーにはさまざまなタイプがあり、それぞれの家族を支える教育観、学校観においても、重なるところもあるだろうが、実際多様であることが今回の調査から窺い知ることができたと言える。

今回調査に協力していただいた H 団体は、労働党により親和的であることが調査後明らかとなった (同団体ホームページより)。幹部 A 氏によれば、それは「子どもの権利」に対する理解が鍵になっているという。このようにホームスクーリングは、公の教育機関ではなく、家庭における教育権の行使に対して一定の正統性を付与するものであると言える。しかし一方で、ホームスクーリングを行なっているのは「稼ぎ手の一つを失う」ことが可能である家族であり、「シングルマザーでもったところはない」と言われることに見られるように、ある特定の家族像が前提とされている可能性も否定できない。新自由主義的な改革が断行された国においてホームスクーリングが選択肢の一つとして位置づけられてきたことも、こうした家族観と関係しているのかもしれない。

## 引用文献

Ministry of Education 1999 *Homeschooling July 1999*

Education Statistics News Sheet Vol.9 No. 5

Education Review Office 1998 *The Quality of Homeschooling*





## <付録> ニュージーランド現地調査全日程

(期間：2000年3月11日～3月20日)

- 3月11日(土) 20:50 成田発(NZ034) →
- 3月12日(日) 11:55 クライストチャーチ着・発 13:10 (NZ5014) →15:30 ハミルトン着  
19:00 Kohanga Reo(マオリ幼児教育施設)見学  
ワイカト大学継続教育センター Sandy Morrison
- 3月13日(月) 9:00 マオリ文化による歓迎式・マオリ文化の講義  
Ngaere Roberts (ワイカト大学マオリ・バイリンガル学部) 他  
13:30 講義「子ども、家庭、教育をめぐる人口学的、社会的、経済的状況」  
ワイカト大学文学・社会科学学部長 Peggy Koopman-Boyden  
教授(人口学) Ian Pool  
講師(人口学) Sarah Hillcoat-Nallé tamby  
助教授(教育学) Martin Thrupp  
教授(教育学) David Mitchell  
助教授(労使問題) Michael Law
- 3月14日(火) 10:00 ハミルトン発(NZ8529) → 11:10 ウェリントン着  
14:00 女性省(Ministry of Women's Affairs)  
情報センター Fran McGowan  
主席政策分析官 Anne Riley
- 3月15日(水) 10:30 児童・青少年・家族事業庁 (Department of Children, Youth and  
Family Service)  
政策開発グループ Barbara Gilray  
13:00 国会議事堂附設託児所見学  
14:00 マオリ開発省 (Ministry of Maori Development)  
主席政策分析官 Kym Hamilton
- 3月16日(木) 9:00-14:00 Barnardos (育児支援事業団体)関連施設訪問  
9:20 保育ママ斡旋所(Naenae Family Day Care)  
コーディネーター Alison Austin, Sandra Wilson  
10:00 Lower Hutt 地域幼児教育センター(Early Learning Centre)  
主任保母 June Dittmer  
11:00 Petone 地域幼児教育センター(Early Learning Centre)  
Hutt 地域運営担当主席事業コーディネーター Karen Kitson  
13:30 Barnardos 本部

戦略的政策担当アドバイザー Indra Prasad  
所長 Ian Calder

15:00 ヴィクトリア大学幼児教育研究所  
(Institute for Early Childhood Studies)  
教授 Val Podmore  
助教授 Carmen Dalli

3月17日(金) 11:30 教育省 (Ministry of Education)  
幼児教育首席アドバイザー Ann Dickason  
首席政策分析官 Brenda Ann Burke

13:30 通信制学校：幼児教育部門(Corresponding School)  
教師 Mary Wood  
教師 Dollaine Young

15:00 青少年問題省(Ministry of Youth Affairs)  
首席政策分析官 Andrea Jamison

19:00 ウェリントン発 (NZ5017) → 19:45 クライストチャーチ着

3月18日(土) 15:00 カンタベリー大学  
アジア言語学部教授 Chigusa Kimura - Steaven

3月19日(日) 17:30 クライストチャーチ発 (NZ542) → 18:50 オークランド着

3月20日(月) 11:15 オークランド発 (NZ99) → 19:10 成田着

## <入手資料一覧>



入手資料一覧

No.	Title	Author	Publisher	Year	形態	内容
<b>The Correspondence School より</b>						
	Course Information	The Correspondence School			冊子	幼児・初等・中等・大人・障害者向け通信教育コース案内
<b>Homeschooling Federation of New Zealand</b>						
	Homeschooling and the Education Review Office -Report of an Audit by the Homeschooling Federation of New Zealand August1999-	Homeschooling Federation of New Zealand			冊子	EROによるHomeschoolerの査定について協会独自にまとめたもの
	Application for Exemption From Enrolment at a Registered School	Aさん			コピー	実際に提出された、ある親による就学免除申請書
<b>Department of Child, Youth and Families</b>						
<b>&lt;Strengthening Families関係&gt;</b>						
	Strengthening Families	Department of Social Welfare			ビデオ	現場における実践例を物語として紹介。
	Sometimes You Need a Hand	Ministry of Social Policy			パンフ	諸省庁の連携を紹介。地域における一括した連絡先を記載できる。
	Raising Children Help is Available!				パンフ	医療、幼児・児童教育、就学、居住に関する相談先を記載できる
	Better Times -Contributing to the Mental Health of Children and Young People-	Ministry of Health			冊子	子どもや若者に関わる人々が子どもたちの情緒的異変に対処できるためのガイドブック
	Post Election Briefing Papers 1999	Ministry of Social Policy			コピー	Strengthening Familiesを含む同省白書
	Case Management Examples	Ministry of Social Policy			冊子	同政策が扱った事例集（13ケース）

	Factsheet	Ministry of Health			コピー	同政策の連携省庁・組織、目的、対象について紹介
<b>Department of Child, Youth and Families</b>						
	There are no Superparents -There are better ways than smacking- well-being- -Taking care of you-	Children, Young Persons & Their Families Agency			冊子	しつけ、虐待、義理関係を含めた保護者向け子育てガイドブック
	Facts for Caregivers	Children, Young Persons & Their Families Service (CYPFS)			冊子	里親家族になる人のための制度、責任、心構えに関する情報を簡単にまとめたもの
	Breaking the Cycle -Recognising and reporting child abuse-	Children, Young Persons & Their Families Service (CYPFS)			パンフ (紫)	子ども虐待発見後のプロセスについて、CYPFSとの関わりも含めて一般向けに簡単に説明
	Breaking the Cycle -An Interagency Guide to Child Abuse-	Children, Young Persons & Their Families Service (CYPFS)	1998		報告書	CYPFSをはじめとする関連組織のスタッフにより作成された子ども虐待・ネグレクト通報に関するプロトコル
	Neglect -It's too important to ignore-	Department of child, youth and family			パンフ	ネグレクトの諸形態、子どもへの影響、発生理由について簡単に説明
	Social work now:The practice journal of child, youth and family				パンフ (紫)	
<b>Ministry of Maori Development</b>						
	Progress Towards Closing Social and Economic Gaps Between Maori and Non-Maori -A Report to the Minister of Maori Affairs-	Ministry of Maori Development		1998	報告 冊子	マオリとノン・マオリとの社会経済的格差縮小に向け、その進捗状況を教育、雇用、経済・健康状況の側面から測定
	Review of the Ministry of Education -Service Delivery to Maori-	Ministry of Maori Development(Monitoring and Evaluation Unit)		1997	報告 冊子	同省がマオリの視点から教育省によるサービスをモニターし、まとめたもの
	Maori Women in Focus	Ministry of Maori Development		1999	報告 冊子	女性問題省との連携により、マオリ女性に関する人口学的データを掲載

	Nominations Database Service	Ministry of Maori Development			コピー	公的・私的組織においてマオリの視点を代表する者を募集するお知らせ
	Maori Living in Urban and Rural New Zealand	Ministry of Maori Development			Fact Sheet	マオリ人の居住地域について。
	Maori Smoking Patterns	Ministry of Maori Development			Fact Sheet	マオリ人の喫煙状況。
	Maori Unemployment	Ministry of Maori Development			Fact Sheet	マオリ人の雇用状況。
	Maori Personal Income	Ministry of Maori Development			Fact Sheet	マオリ人の収入について。
	Kaumatua	Ministry of Maori Development			Fact Sheet	高齢者のマオリ人について。
	The Maori Language and Education	Ministry of Maori Development			Fact Sheet	マオリ人の言語と教育について。
	Rangatahi - Maori Youth	Ministry of Maori Development			Fact Sheet	マオリ人の若年層について。
1	Maori Toward 2000				パンフ (orange)	
5	Strengthening Youth Wellbeing New Zealand Youth Suicide Prevention Strategy					
7	Kokiri Paetae (Newspaper) A celebration of Maori Achievement Issue 24 Oct 1999					
8	Kokiri Paetae A Celebration of Maori Achievement Issue 25 Dec.1999					
9	Kokiri Paetae A Celebration of Maori Achievement Issues 26 Feb.2000					
10	Newsletter Nov.1999 Issue No.54 Minister thanks TPK for achievements					
11	MAORI personal income,KAUMATUA, MAORI Unempoloyment (Three pages data)					



Barnardos						
Family Day Care	Barnardos				冊子	保育者宅保育に関する説明。保護者と保育者双方に対する説明が両者に読まれるようになっている
Family Day Care -Fees-	Barnardos				半切れ	Family Day Careに関する料金説明
Family Day Care -Rights and Responsibilities-	Barnardos				パンフ	親、保育者、Barnardosスタッフの権利と責務を説明
Te Whariki -Early Childhood Curriculum for Barnardos Family Day Care Caregivers-	Barnardos				パンフ	1996年に導入された幼児教育カリキュラムの骨子
Childcare services	Barnardos				パンフ	親向けに Family Day Care と Early Learning Centres、そしてBarnardosの保育者にもなれることを紹介
We're so glad you could help	Barnardos				パンフ	特別保護を要する子どもたちのための募金を募る
Barnardos Annual Report	Barnardos		1999		報告冊子	Barnardosのミッション、活動内容等について地域別も含めての年間報告書
Institute for Early Childhood Studies						
Supporting Early Childhood Education 1999 Update	New Zealand Council for Educational Research					幼児教育や子育てに関する出版物一覧
Better Beginnings -Early Childhood Education in New Zealand	Ministry of Education		1998			幼児教育サービスの多様性と行政改革に伴う変化について
Institute for Early Childhood Studies -Publications Order Form -February 2000	Institute for Early Childhood Studies					同研究所の出版物一覧
Early Childhood Centres as Parent Support: A Personal Perspective Vol.1.No.2.	Carmen Dalli		1997			幼児教育施設の親支援としての機能について
Key Findings: Childcare, Families and Work - The New Zealand Childcare Survey 1998					コピー 1-9頁	幼児教育施設の利用状況と労働状況との関連について、親を対象に行った全国調査の結果

Keynote address	Helen May (Prof. of Early Childhood Institute for Early Childhood Studies)	Victoria University and Wellington College of Education			
National Curriculum, assessment and evaluation implementing before five	Helen May Margaret Carr and Val Podmore				早期幼児教育（5歳以前）の重要性、異文化に通用する手法の探求、内容を確定したカリキュラムは策定せず、weave their own curriculum pattern. 多文化社会の幼児教育枠組みの探求
Te Whariki: curriculum voices	Margaret Carr and Helen May	Open University Press	1999	コピー 53-73頁	Early Childhood Services, Theory, policy and practice
"The price of partnership : The Before Five decade" For the special issues of NZIES A decade of reform in New Zealand,Where to now?	By Helen May Martin Thrupp and Monica Pay (eds.)?			コピー 1-12頁	
Institute for early childhood studies	Early Childhood Archive			パンフ	
Infants and Toddlers :In the Childcare Centres of Aotearoa	Valerie Podmore and Barbara Craig	Copyright by NZCER		パンフ	
Out-Of-School Care -A Review of Quality Provision-	Patricia Meagher-Lundberg Valerie N. Podmore	New Zealand Council for Educational Research	1998	報告書	学童保育に関する国際比較（NZ、豪、英、米、デンマーク、スウェーデン）
Meeting Their Needs -A National-level Collaborative Study of Playcentre Children Aged Under Two and a Half Years-	Valerie N. Podmore	New Zealand Playcentre Federation New Zealand Council for Educational Research	1992	報告書	playcentreに通う2歳半以下の乳幼児及びその家族のニーズに関する全国調査
Early Childhood Development Unit of Ministry of Education					

Status of Early Childhood Development 1 Oct. ~ 31 Dec. 1999 -Progress Report to Group Manager Maori-	Ministry of Education				Early Childhood Development (ECD) Progress report for specifically to inform the Ministry of Education through Group Manager Maori. Achievement of ECD in 1999 マオリの子供の保育、幼児教育への参 加促進のための政策をマオリ主導、マ オリ自 己決定、実施により促進する政策を提 言
Pitopito Korero -talking with all who work in early childhood in Aotearoa/New Zealand	Ministry of Education		2000	News- letter	Ann Meade氏による米国調査報告
<b>Correspondence School (Early Childhood)</b>					
the early childhood programme(Dual Enrolment)	Correspondence School			パンフ	幼児教育施設に週1, 2回しか行けな い子どものための通信教育に関する概 略
the early childhood programme(Full-time Enrolment)	Correspondence School			パンフ	幼児教育施設に通えない子どものため の通信教育に関する概略
The Early Childhood Programme	Correspondence School			冊子	幼児教育プログラムに関する内容及び 過程の説明(親向け)
New Zealand Correspondence School	Correspondence School			冊子	通信教育で学ぶ人々、教材を作る人々 などを紹介
Celebrations	Correspondence School			教材	さまざまな文化における料理のレシピ 集
Physical Play and Development	Correspondence School			パンフ	子どもが体を動かすことを薦める
Art in the Early Years	Correspondence School			教材	図画工作に関する親向け指導ブック
Exploring Science	Correspondence School			教材	理科全般に関する親向け指導ブック
Higglety Pigglety Pop	Correspondence School			教材	ことばや読み書きに関する親向け指導 ブック

	Self-Esteem -Toku Mana-	Correspondence School			教材	子どもの自尊心を育てるための親向け指導ブック
	How do I help my child learn?	Correspondence School			教材	子どもの成長と発達についての親向け指導ブック
	The Early Childhood	Correspondence School			コピー	幼児教育プログラムに関する内容及び過程の説明
	ECH Games and Tapes	Correspondence School			コピー	テープ・本・ゲームを含めた教材一覧表
	ECH Resource Sheets	Correspondence School			コピー	教科毎の教材一覧表
<b>Waikato</b>						
	A Decade of Reform in New Zealand Education: Where to Now?	Martin Thrupp (ed)	School of Education, The University of Waikato	1999	論文集	近年の教育改革に関する論文集
<b>Ministry of Youth Affairs(12~ 25 yrs kids and adults)</b>						
1	Briefing to the Incoming Minister					
2	SPIN					
3	Helping troubled young people					
4	Breaking the cycle					
5	Neglect It's too important to ignore					
6	There are no super-parents					
7	United Nations Convention on the Rights of the Child					
8	Convention on the Rights of the Child				パンフ (赤)	
9	NZ conservation corps youth service corps three issues (Winter 1998, Summer 1998,1999, Winter 1999)					
10	News Papers type Magazine TEARAWAY March2000					

11	Youth Report Key Issues for young people					
12	Helping troubled young people a guide for parents					
13	Annual Report of the Ministry of Youth Affairs For the year ended 30 June 1999					Presented to the House of Representatives pursuant to sections 30 of the state sector act 1988
14	Department Forecast Report of the Ministry of youth affairs for the year ending 30 June 2000					
15	Departmental forecast report of the ministry of youth affairs for the year ending 30 June 2000					
16	What you need to know	Youth Service Corps NZ Conservation Corps				
17	Briefing to the Incoming Minister Ministry of Youth Affairs			Nov. 1999		
18	Ministry of Youth Affairs Who are we ?					
19	Convention on the rights of the child Presentation of the initial report of the government of new zeland				パンフ (赤)	
20	New Zealand Now Young New Zealanders 1998 Edition				書籍 (緑)	
21	United Nations Convention on the Rights of the Child					Report on the article 42 consultation project written by Linda Gilbert
<b>Ministry of Women's Affairs</b>						
1	Performance pay system and equity	Jane Bryson, Janice Burns				女性への平等賃金システムはいかに可能かについての事例研究。Equityについての研究
2	Briefing to the Incoming Minister Nov.1999 -Vision and Objectives of the Ministry, Improving women's lives, Work, Economy, Education , with Bibliography					
2	Ministry of Women's Affairs Making a difference for women in Aotearoa NZ					

3	Ringing The Changes Report of the National Work Family Phone-in Held 23, and 24 May 1993			冊子	1993年5月にNZ全域の有職男女に電話、調査票で調査、2000件ほどの回答からの分析。Family friendlyな職場で男女ともに労働意欲増大すると結論、また男女がともに労働することによって利益大。
4	Homecare workers a case study of a female occupation (Gender earnings gap research series)	Janice Burn, Maire Dwyer Huia-ngarangi Lambie and Jo Lynch		Mar. 1999	女性保育者の低賃金、男女賃金格差の拡大、職業としての認知レベルの低さ、最低賃金以下の賃金、訓練機会の不足など保育、福祉領域の女性労働の問題を的確に指摘
5	Maori Women In Focus:demographic data on Maori women				
6	My baby will be Maori and smokefree				
7	The International Labour Organization Convention No.169 concerning indigenous and tribal peoples in independents countries		1989		
8	Parental Leave Policies, women and the labor market Comparative analysis of New Zealand, Sweden ,United Kingdom , United States and Australia				
9	Older Women April		1999		
10	Women in APEC APEC women leaders hold successful meeting		Sept. 1999		
11	Maori Women of Aotearoa		June. 1999		
12	Homecare workers a case study of a female occupation (Gender earning gap research series)	Janice Burns, Maire Dwyer, Huia-ngarangi Lambie and Jo Lynch			

13	Performance pa systems and equity ~ AN analysis in five New Zealand organizations (Gender earnings gap research series)	Jane Brywon Janice Burns, Margaret Hanson, Huia-ngarangi Lambie and Rose Ryan				
14	Annual Report 1998~1999					
15	the Full Picture Guidelines for gender analysis					
16	Briefing to the Incoming Minister			Nov. 1999		
17	Employer Assisted Child Care Guide for Employers					
18	Finding the Changes Report of the national work family phone-in held 23 and 24 May 1993					
19	The life courses of New Zealand women: fertility, family formation and structure , fertility regulation, education work and economic well being Papers presented at a seminar at the ministry of women's affairs, Wellington, June 8 1999	Ian Pool and Kim Johnstone (eds)				
20	OSCAR program: Out of school activity and recreation				パンフ	
21	Ministry of Women's Affairs				パンフ	
22	The Human Rights Act and the Rights of Pregnant Workers					
23	What counts as quality in Kindergartens Nov.1 Summer 1997	Education Review Office(ERO)			コピー 29頁	
24	Handle with care special report			Oct. 1999	コピー 4頁	NEXT (Journal)

25	Early Childhood Education Services: What Works for Parents?	Cathy Whlie, Anne Kerslake Hendricks, Anne Meade	NZCER	1995		
26	Consenting Parties Early Childhood Collective employment Contract 1999~ 2001				冊子	
27	Early Childhood Council New Zealand Early Childhood Centres Employment Benefits Survey 1996			12 Dec. 1996		employment conditions, benefits survey 1996, survey to staff, directors, etc
<b>Early Childhood (other materials)</b>						
1	Special Report			Oct. 1999	Journal より4頁 コピー	Handle with care Childcare centers now provide more early childhood education to pre-schoolers than kindergartens and play centers put together.. 教育省の標準化により保育の質の向上を目指す。両親の努力が基本。
<b>Waikato Univ. Seminar by Prof Ian Pool 13 Mar.2000 at Waikato,NZ.</b>						
1	The Life Course of NZ Women: Fertility, Family Formation and Structure, Fertility Regulation, Education ,Work and Economic Wellbeing	Ian Pool and Kim Johnstone (eds)				Paper presented at a seminar at the Ministry of Women's Affairs.Wellington ,June 8 1999 data used for OHP at the seminar on 13 Mar
2	Family Solidarity and the Sandwich Generations in NZ.	Hill-Nalletamby S, Dharmalingam,A.			コピー 24頁	Paper presented at the Chaire Quetelet 1998 Menageset families face a al crise: Household and families facing crisis 25~ 27 Nov.Belgique
3	HOMESCHOOLING					Number of home-schooling increasing in NZ.
(文献はないが、有用情報源として)						



4	OGAWA,N The Family , the Market, and the State in Ageing Societies	H.Kojima National Institute of Population and Social Sector	Clarendon Press Oxford.			Research ,Japan) Determinants of Japanese couples co-residence with their older mothers
5	The Family in Aoteatoa, New Zealand	Vivienne Adair and Robyn Dixon(eds)				Chapter 3 : Family formation and structure: the implications of cradle conservatism and reproductive reprise
6	Family Change and Family Policies:New Zealand	Ian Shirley , Peggy Koopman-Boyden, Ian Pool, Susan St.John	Clarendon Press Oxford.	1997		
7	Technical and Methodological Report PSC 1997 Dec.Technical Report (Series No.1)					Research Method Sampling, Questionnaire etc. New Zealand Women:Family, Employment and Education Survey
8	Transaction in the Mid-life Family (Monograph Series No.1 )	Peggy Koopman-Boyden, Sally Hillcoat-Nalletamby	Population Association of New Zealand	Jan. 2000	書籍	
8	New Zealand's Contraceptive Revolutions: Social Science Monograph Series				書籍	Population Studies with CD ROM
10	Families' Employment and Childcare Arrangements	Valerie N. Podmore		25 Nov. 1994	コピー 1-12頁	New Zealand Council for Educational Research Paper presented at the Sixth Conference on Labour, Employment and Works Victoria University of Wellington
11	Seminar OHP copy Inclusive Education				コピー 1-5頁	
13	Family Members' Experiences of the Care and Protection Family Group Conference Process	Marg Gilling Lesley Patterson and Bryony Walker	Social Policy Agency (Department of Social Welfare)	1995		

Pamphlet, Brochure and other materials					
2	Education Statistics New Sheet July 1998 Early Childhood Statistics.				
2	Youth Suicide Facts 1997 Statistics				
4	TEARAWAY Magazine The voice of NZ Youth				
5	Having smoke, Having a think				
6	Creating magic moments for children and families				コピー 15-19頁



## 「ニュージーランドの地域子育て支援システム」

平成 11～13 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (2) (課題番号 11410082)  
「生涯学習社会における地域子育て支援システムに関する総合的研究」  
『中間報告書／海外調査編 (1)』

平成 1 3 年 3 月

発 行 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部

所在地 〒153-8681 東京都目黒区下目黒 6-5-22

電話 : 03-5721-5044

印 刷 チヨダクレス株式会社